

平成30年第1回瑞穂市議会定例会会議録（第5号）

平成30年3月20日（火）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 議案第4号 瑞穂市都市計画マスタープランの改定について
- 日程第2 議案第5号 瑞穂市・神戸町水道組合規約の変更について
- 日程第3 議案第12号 瑞穂市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第13号 瑞穂市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第14号 瑞穂市道路占用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第20号 平成29年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第21号 平成29年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第22号 平成29年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第27号 平成30年度瑞穂市下水道事業特別会計予算
- 日程第10 議案第28号 平成30年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第11 議案第29号 平成30年度瑞穂市水道事業会計予算
- 日程第12 議案第30号 市道路線の認定について（その1）
- 日程第13 議案第31号 市道路線の認定について（その2）
- 日程第14 議案第32号 市道路線の認定について（その3）
- 日程第15 議案第33号 市道路線の認定について（その4）
- 日程第16 議案第34号 市道路線の廃止について
- 日程第17 議案第2号 訴えの提起について
- 日程第18 議案第3号 財産（土地）の使用貸借について
- 日程第19 議案第8号 瑞穂市国民健康保険条例等の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第9号 瑞穂市督促手数料、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第10号 瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第11号 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第17号 平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第24 議案第18号 平成29年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第19号 平成29年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第24号 平成30年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第27 議案第25号 平成30年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第28 議案第26号 平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算

- 日程第29 議案第6号 瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第7号 瑞穂市職員の給与に関する条例及び瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第15号 瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第16号 平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第33 議案第23号 平成30年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第34 請願第2号 瑞穂市職員の公正な職務の執行の確保に関する請願について
- 日程第35 議案第35号 人権擁護委員の候補者の推薦について（その2）
- 日程第36 発委第3号 瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 発議第1号 所有者不明の土地利用を求める意見書
- 日程第38 発議第2号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書
- 日程第39 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	松野貴志	2番	今木啓一郎
3番	北倉利治	4番	鳥居佳史
5番	小川理	6番	杉原克巳
7番	若園正博	8番	森治久
9番	庄田昭人	10番	若井千尋
11番	清水治	12番	広瀬武雄
13番	堀武	14番	広瀬時男
15番	若園五朗	16番	くまがいさちこ
17番	松野藤四郎	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	棚橋敏明	副市長	早瀬俊一
教育長	加納博明	政策企画監	藤井忠直

企画部長	広瀬 充利	総務部長	梶浦 要
市民部長	伊藤 弘美	巢南庁舎 管理部長	松野 英泰
福祉部長	森 和之	都市整備部長	鹿野 政和
環境水道部長	広瀬 進一	会計管理者	平塚 直樹
教育次長	山本 康義	監査委員 局長	高山 浩之

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬 照泰	書 記	日比野 丸利子
書 記	宇野 伸二		

開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） 皆さん、改めましておはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

また、早朝より傍聴にお越しの皆様方、大変ありがとうございます。最後までよろしく願いをいたします。

それでは、ただいまから始めます。

日程第 1 議案第 4 号から日程第 16 議案第 34 号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第 1、議案第 4 号瑞穂市都市計画マスタープランの改定についてから日程第 16、議案第 34 号市道路線の廃止についてまでを一括議題といたします。

これらについては、産業建設委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設委員長 清水治君。

○産業建設委員長（清水 治君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、ただいま一括議題となりました 16 議案につきまして、会議規則第 39 条の規定により、産業建設委員会の審査の経過及び結果について報告をいたします。

産業建設委員会は、3 月 8 日午前 9 時 30 分から菓南庁舎 3-2 会議室で開催をいたしました。6 名全員の委員が出席し、執行部から、市長、副市長、政策企画監、所管の部長、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告をいたします。

初めに、議案第 4 号瑞穂市都市計画マスタープランの改定についてを審査いたしました。

執行部から補足説明があった後、質疑に入り、委員から、幹線道路の整備が最優先ではなく、水害等に備え、防災を最優先にしなければならないのではないかと質疑に対し、道路は災害時の緊急輸送路としての働きもあるため、河川改修と道路整備を一緒に行っていくことが安全・安心なまちづくりにつながるとの答弁がありました。

また、地方は小規模企業や零細業者が元気で頑張っていけるような都市計画プランで支えていかなければならないと思うが、どう考えるかと質疑に対し、国会で審議中の生産性向上特別措置法案では、条例整備が必要であるが、新規設備投資の償却資産税が軽減される。また、一部の補助金も優位に受けることができるものもあるため、このような制度や条例整備を行い、

地元企業を援助していきたいとの答弁がありました。

また、自然・再生可能エネルギーへ転換が大切と言えるが、農地の転用を含め、今回の計画には見当たらないがとの質疑に対し、都市計画マスタープランは、土地の使い方に偏りがちな計画になってしまうが、もう少し自然・再生可能エネルギーのことも今後は必要かと思う。総論としては、基盤整備中心から公共交通を充実させ、コンパクトでネットワークでつなぐ都市構造につくりかえていく方針であるとの答弁がありました。

また、マスタープランの実現に向けて、優先順位をつけるなど具体的な政策内容を織り込む考えはあるのかとの質疑に対し、答申の附帯意見にあるように、各種事業の実施に当たっては、関係機関等と連携を図りながら着実な事業の推進をしていく方針をもとに、それぞれ個別の実施計画をもって事業を推進していくとの答弁がありました。

また、マスタープランには、早い段階から国の政策を意識して取り組むことが必要とあるが、国との連携や情報の収集についてどのように考えているのかとの質疑に対し、国の情報を早期につかみながら事業を進めていくとの答弁がありました。

また、急速な土地開発に伴って遊水地がなくなり、調整池の確保により今年の台風21号での被害を緩和できると思うがどう考えるのかとの質疑に対し、古橋地区では急速な宅地化が進み、雨水・排水対策がおくれたことは否めない。現在、排水対策を計画しており、改修をしていかなければならないと考える。

また、土地利用を進めるに当たり、市街化区域と市街化調整区域に仕分けし、市街化区域では、住居、商業、工業等の土地利用を整備した上での治水対策も必要であるとの答弁が受け、安全・安心なまちづくりのためにも、災害に強い都市基盤整備の着実な推進をお願いしたいとの要望がありました。

その後、討論に入り、反対討論では、時代の変化に応えるといった面では不十分である。災害に強い、防災に強いまちづくりの面が柱になっていないなどの理由で反対であるとの意見があり、賛成討論では、大きな案件があった場合は計画を修正していくことが必要であるが、瑞穂市の10年先を考えたものがマスタープランであり、まちづくり推進の方針にさせていただきたいとの意見がありました。

その後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号瑞穂市・神戸町水道組規約の変更について、議案第12号瑞穂市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について、議案第13号瑞穂市都市公園条例の一部を改正する条例について及び議案第14号瑞穂市道路占用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

これら4議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第20号平成29年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を審査しました。執行部から補足説明があった後、質疑に入り、委員から、消費税の関係で歳入では還付され、歳出の一般管理費ではマイナスとなっているが、これは一体のものかとの質疑に対し、歳入の還付金については、平成28年度に中間納付したものが確定申告で金額が確定し戻ってきた金額で、歳出の消費税は、平成29年度の中間納付の見込み金額が決まったため減額したものであるとの答弁がありました。

その後、討論に入り、反対討論では、瑞穂処理区の予算が全額減額である。見込みがないものを予算計上すべきではないとの理由で反対であるとの意見がありました。

その後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号平成29年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）及び議案第22号平成29年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）を審査しました。

これら2議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第27号平成30年度瑞穂市下水道事業特別会計予算を審査いたしました。

執行部から補足説明があった後、質疑に入り、委員から、瑞穂処理区の予算が計上されているが、平成30年度にこの事業が行われる見込みがあるのかとの質疑に対し、関係機関と協議をし、下畑地区の理解を得られるよう引き続き事業を進めるため、努力していくとの答弁がありました。

また、今後の基金の積み立てについての考えはとの質疑に対し、下水道事業を行った場合の一般会計の負担金額を平準化するため、基金を積んでいる。現在は目標額に到達しているが、少しでも一般会計の負担を軽減させるために、今後も財政部局と協議し、基金を積める場合は積んでいきたいとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第28号平成30年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算を審査しました。

この議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第29号平成30年度瑞穂市水道事業会計予算を審査いたしました。

執行部から補足説明があった後、質疑に入り、委員から、投資有価証券の1億円の内容はとの質疑に対し、決算審査で監査委員から資金運用を行っていただきたいとの意見があり、予算計上した。今後は会計とも相談し、よい物件があれば購入したいとの答弁がありました。

また、資金的な余裕があるならば、水道料金の引き下げにはなっていないのかとの質疑に対し、今後老朽化した施設等を更新していかなければならず資金が減っていくため、料金を引き下げる予定はしていないとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決をされました。

この後、議案第30号から議案第34号までの審査に入る前に、平成30年度当初予算における主要工事場所を含め、現場視察を行いました。視察の後、議案第30号市道路線の認定について（その1）、議案第31号市道路線の認定について（その2）、議案第32号市道路線の認定について（その3）及び議案第33号市道路線の認定について（その4）を審査いたしました。

これら4議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第34号市道路線の廃止についてを審査いたしました。

執行部から補足説明があった後、質疑に入り、委員から、廃止をして認定を行う場合は、廃止の議案が先ではなかったかとの質疑に対し、新たな起点、終点の道路に新しい路線番号を付し、重複する部分の旧路線番号を廃止するもので、認定を先に行い、その後、廃止とする順番としていますとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で産業建設委員会の委員長報告を終わります。平成30年3月20日、産業建設委員会委員長 清水治。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第4号瑞穂市都市計画マスタープランの改定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 議席番号8番 森治久でございます。

ただいまの議案について、2点ほど御質問させていただきたいと思っております。

まず1点は、総括質疑の折にもお伺いさせていただきましたが、今回のマスタープランの改定に伴って、答申を瑞穂市都市計画審議会のほうからいただいております。その内容は、附帯意見として2つございまして、1つは、本マスタープランに基づく施策や各種事業の実施に当たり、まちづくりにかかわる関係機関や各種団体等との連携を図りながら着実な事業の推進に鋭意努められたい。もう一点は、社会情勢などの変化により、まちづくりの方針や施策等の変更が必要となった際には、適宜見直しを実施されたいという2つが附帯意見として審議会のほうから申しつけられております。これについての質疑というか、詳細な執行部に対してのどのような社会情勢の変化があった場合であるとか、またまちづくりの方針や施策等の変更が必要となった際というのは、例えば国の方針としては、集約型の都市構造ということで、各市町、地方にコンパクトシティというようなことのまちづくりを提言されておりますが、これは国の提言であって、例えば瑞穂市においては、その国の提言を現棚橋市長は、それをまちづくりの柱として置かれておりますが、例えば市長、トップリーダーがそうではない、過去において

は集約型の都市構造ではなく、昭和40年代、50年代においては、郊外においても法律を変える中で大型店舗の開発ができるような法律改正があったりしたような、郊外においても都市機能を持たせるような整備を推進された経緯もございます。そんなことを考えますと、瑞穂市においてもある程度形になった都市基盤の中でも、言葉を悪く言えば、無秩序に都市形成がなされた中で、今後は郊外のほうにもしっかりと日常生活に困らないような生活基盤を、都市機能を形成するであるというような方向づけがされたときにはこれに当たるのかなと思いますが、そのような執行部に対して、詳細な質疑やら意見は出されたのか出されなかったのか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 産業建設委員長 清水治君。

○産業建設委員長（清水 治君） 今、森議員の質問としましては、この答申についての審査というか、それについてなされたかどうかという御質問だったと思いますけれども、マスタープランの補足説明の中では、こういった答申がありますということで、執行部のほうからこの答申についての説明はありました。しかし、それに対して深く審査をしたとか、そういったものはないと。委員長報告の中でも、マスタープランの実行に向けて優先順位をつけるなど具体的な政策内容を見込む考えはあるのかというときに、答申の附帯意見にあるようにということでここで少し触れていますけれども、そんなに深くこの答申について審査をしたということはないというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） ありがとうございます。

答申の説明は、その質疑の中で関係する部分であったということでございますので、先ほど私が申し上げたように、答申でもありますように、社会情勢の変化、またまちづくりの方針や施策等の変更があった際には適宜見直しを実施するというようなことで、委員会の中でも承知されて、この議案に賛成、反対の意見を申されたということで理解をさせていただきました。

もう一点は、こちらにも委員長報告の中でございますが、急速な土地開発に伴って遊水地がなくなり、調整池の確保により、今年の台風21号での被害を緩和できたと思うがどう考えるかということであったり、その質疑に対して、古橋地区では急速な宅地化が進み、雨水・排水対策がおくれたことは否めない。現在、排水対策を計画しており、改修をしていかなければならないと考える。また、土地利用を進めるに当たり、市街化区域と市街化調整区域に仕分けし、市街化区域では住居、商業、工業等の土地利用を整理した上での治水対策も必要であると考えられるという質疑、また答弁が記載されており、先ほど委員長報告をしていただいたところでございますが、瑞穂市の1級河川、これは県の事業計画に基づいて進められておりますが、前にも私、一般質問でもちょっと時間が足りなくて、詳細な質疑、また御提案も含めてできませんで

したが、新堀川は、同じように古橋地区と一緒に、市街化の進展などの中で、やはり浸水被害が多くなっております。また、犀川はほかの河川に比べますと、改修の進捗がおくれているんですね。事業が本当に進んでいないのが犀川でございます。また、五六川の河道は一定規模で整備は完了しておりますが、最下流にある牛牧閘門は改修された河道に見合う管渠断面を有していないので、狭窄部となっており、洪水の流下を妨げているというようなことで、やはり今後は犀川及び新堀川が目標とする洪水を安全に流下するために必要な河川断面を有していないこと。五六川の牛牧閘門が洪水を安全に流下するための必要な管渠断面を有していないことが、今後瑞穂市においても、その地域の治水事業の最優先事業に当たるものと考えますが、一丁両端には当然いきませんので、順次優先順位をつけて行っていただくわけですが、今回、委員長報告によりますと、古橋地区の台風23号による出水が質疑され、それに対する答弁をいただいたわけですが、ほかの野田、野白、また橋本、柳一色等で出水した事案、また牛牧の下畑、下牛牧あたりでやはり内水氾濫があった、浸水したということについての質疑であったり、その理由については協議されているのかいないのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 産業建設委員長 清水治君。

○産業建設委員長（清水 治君） 森議員の言われる土地の急速な開発に伴う水害、そういったものに関してということで、ここの反対討論の中にありますけれども、恐らくこの質疑をされたのは、ときたま古橋のことを言われたただけであって、ほかのことは言ってみえないですけど、ただ、この反対討論であるように、時代の変化に 대응するという面では不十分で、災害に強い、防災に強いまちづくりの面が柱になっていないなどの理由から反対であると反対討論を述べてみえるんですけど、これはときたま古橋のことを例に言われたんですけども、全体のことを言ってみえるというふうにはこのときは理解をしておるんですけど、細かくそこまでは審査はされていないということで報告をさせていただきました。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） ありがとうございます。

先ほど私、台風23号と申し上げました台風21号で、10月22・23日における出水事案ということでございます。訂正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

もう一点、お尋ねをさせていただきたいと思っております。

この出水は内水氾濫でございまして、一般に言われる外水氾濫、これは堤防の高さを越す、もしくは堤防が決壊することによって、その水が、要は住宅地側のほうに氾濫することを外水といいます。これは瑞穂市においては、下水道が整備されておるところは一部でございます。内水氾濫ということでありますと、先般、下水道においてのさまざまな質問、また御提言もあ

ったと思います。コミュニティ・プラントにつなげられないのかというような御提言もありましたが、いずれにせよ瑞穂市は下水道事業が大変おこなわれている中で、下水道は汚水を処理するだけではなく、国交省における下水道事業は、雨水もあわせて整備計画を持つ中で、その予算も国からの補助で賄っていただけるということで、汚水と雨水を整備することによって、私たちの瑞穂市であれば、内水氾濫がないような雨水の排水計画をとることが、水に苦しんだ経緯・経過が古くからあります瑞穂市においては必要であると考えます。下水道事業について、これはマスタープランに直接関係する内容であるのかないのか、そのようなことに対しての、下水道の整備がマスタープラン、まちづくりの第2次総合計画、次の第2に準ずるまちづくりの瑞穂市においては大切な計画でございますが、下水道についての事業のおくれが、このまちづくりにおいてどのような影響があるのか。また、大きく弊害をもたらしているような質疑であったりというようなものがあつたのかなかつたのか、お尋ねをさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 産業建設委員長 清水治君。

○産業建設委員長（清水 治君） 森議員の質疑に答えさせていただきます。

下水のことに關してというのは、なかなかそのときになって……。ただ、委員長報告で一番最初のところに出てはいますけれども、幹線道路の整備が最優先でなく、水害等に備え、防災を最優先にしなければならないのではないかという質疑もされておりますけれども、その中で、道路は災害時に緊急輸送道路としての働きがあるため、河川改修と道路整備を一緒に行っていくことが安全・安心なまちづくりにつながるのと答弁がありましたということで説明させていただいておりますけど、ただ、確かに下水というのは雨水の関係も都市下水路ということであるんですけど、そこまでの質疑はなかつたように覚えております。

以上で報告とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） ありがとうございます。

最後に1点だけ、今の下水について詳しくは質疑等はなかつたということでございますが、瑞穂市においては下水道が整備されておられませんので、雨水も汚水も同じ水路、用水と排水路とが分けてある箇所もございますが、一つの同じ水路断面で流下させるというようなことでございますが、これは瑞穂市だけのみならず、他市町も同様であると思っておりますが、この前は100ミリ以上の雨が降つたということでございますが、流下断面を計算する場合に50ミリ程度での雨量を基準としてやっておりますのが、どのまちでも流下断面、排水路等の断面計算はそれでされておると思いますが、汚水は下水道管で排水する、雨水においては既存の水路、排水路、用水路等を利用する中で流下させるということであれば、やはり下水道の整備が瑞穂市においての安全・安心なまちづくりにつながる、環境面だけではなく、この内水氾濫に苦しむ、被害

が起きやすい瑞穂市においてはやはり大切であると考えます。それについての質疑等も同じく下水道とあわせてなかったのかと思いますが、水路断面についての、先ほどの古橋地区の出水、内水氾濫もこの水路断面が小さい、これは今までは田畑があつて、そこで保水能力があつたことによる下流への急激な流下を食いとめておつたということが昔はあつたと思いますが、今は宅地化されて中で、そのような要因が発生しておるとしていますが、そのような水路断面についての御質問等はありませんでしたか、最後にお伺いをさせていただきます。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 産業建設委員長 清水治君。

○産業建設委員長（清水 治君） 森議員の質問にお答えさせていただきます。

今の古橋の内水氾濫とか、そういうことで多少質問があつたことはここにうたっておりますけど、そのときに水路の断面とか、それよりも中宮から来る雨水とか、そういったものが集中的にそこへ入ってくるということで、今の水路としての幅では足りないということの説明はたしかあつたように思いますけど。ただ、それについて今後どうしていくかというあれを今現在整備計画というんですか、それを今は進行中ですという説明はたしかあつたと思います。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） おはようございます。

議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

反対討論を行わせていただきます。

まず全体のことでございますけれども、今回の改定案ですけど、戦後、高度成長の時代がございました。そのときには、高速道路や、あるいは幹線道路を整備することによって、また企業を誘致することによって土地の値段が上がり税収も上がると。さらには、雇用や人口もふえる、税収がふえるという好循環があつたわけですけども、しかし、現在このような時代ではありません。したがって、そういった社会の大きな変化に対応した、また踏まえた都市計画プランであるのかどうかという点で、私はそうした認識が余りないのではないかというふうに思うわけであります。

具体的なことを申し上げていきたいというふうに思います。

まず1つは、この都市計画プランの中でも幹線道路の整備が引き続き重点施策となっており

ますけれども、先ほど来論議がありましたように、防災、あるいは地域住民の生活に密着した公共事業に切りかえていくということが求められているというふうに思います。

2つ目でございますが、企業の誘致でございます。高度成長の時代の夢を追うと、こういうような都市計画プランではないかというふうに思います。今、仮に企業誘致をしましても、正規雇用はふえていきません。これはお隣の本巢市を見ても言えるのではないかと思います。パートやアルバイトのような非正規雇用がふえるだけではないでしょうか。あるいは昼間の人口がふえるけれども、かつてのような優良企業を誘致して、瑞穂市の人口そのものがふえるという循環型社会にはなっていないというふうに思います。今後は瑞穂市の地域資源を一層発掘して、中小の商工業や、また富有柿などの家族経営で行っておられる生産農家の皆さん、こういった地域経済の振興策、地域を元気にする、このことが何よりも求められているというふうに思います。国や県の施策を後追いするばかりでは、そのような地域の循環社会ができていかないというふうに思います。そういうことを踏まえた都市計画プランであるのでしょうか。私はそうではないというふうに思います。

3つ目でございますが、大型店の商業施設の進出の問題でございます。今現在、穂積駅を中心とした拠点化構想が進められておりますけれども、先ほど言いました大型店の商業施設の進出が中心市街地の衰退に拍車をかけていることは皆さんも認識は一致できるのではないかとこのように思います。例えば地域の八百屋さん、あるいは酒屋さん、あるいは電化製品を販売する小売店、どんどん廃業に追い込まれてきたのではないのでしょうか。そうした意味では、大型店の商業施設に対する規制が必要だというふうに思います。今回提案された都市計画プランでは、このようなことが触れられておりません。

4つ目でございます。瑞穂市のこの地域での雇用の場をどうつくり出していくのかということは、瑞穂市の将来を大きく左右する問題だというふうに思います。例えば朝日大学を卒業された学生の皆さんが、卒業したらどこへ行かれるのでしょうか。瑞穂市で働いて未来を描ける、このような雇用があるとは私は思いません。したがって、こうした朝日大学の学生の皆さんが学んだことを生かして、この瑞穂市で働いて頑張っていこうかな、そのような雇用の場をどのようにつくっていくのかということが私は瑞穂市の将来を左右する大きな問題だというふうに思います。そういったことを踏まえて、もっともこの都市計画プランでも知恵を絞る。このことが今必要ではないでしょうか。

最後に申し上げたいというふうに思います。瑞穂市の産業の育成、これは地域の家族経営で頑張っておられる農家の皆さんや、あるいは全国的なブランドでありますけれども、富有柿を生かした地域の再生を図っていくことがとりわけ重要だということは申し上げるまでもありませんけれども、社会の大きな時代の変化ということから申し上げますと、今後原発ゼロの社会に向かうことはもうこれは揺るぎのないことだというふうに思うわけですね。

したがいまして、こうした社会に対応するということからいいますと、自然エネルギー、再生可能エネルギーへの転換を、この瑞穂市は原発がありませんけれども、こうした自然エネルギー、再生可能エネルギーへの転換を図っていくということが、私は都市計画プランの中でも大いに触れられ、また柱にされる、こういうものでなくてはならないのかなというふうに思うんですね。そういう点では、今後の瑞穂市にとっても、このまちの将来にとっても大きな問題だろうというふうに思いますけれども、そういった点がまだ十分、あるいは一言も触れられていないということがありまして、私はやはり反対の討論とさせていただきたいということを思います。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 議席番号6番 杉原克巳でございます。

私は、今回の都市計画マスタープランの審議委員もやっております、推進ということで賛成の意見ということでお話をさせていただきます。

今、森議員、それから小川議員からもいろいろ御意見はありましたんですけど、要は基本マスタープランの作成という原点に戻ってお話をせないかんと思うんですよ。ということは、この都市計画マスタープランというものは、ここにも書いてございますように、要するに長期的な視点に立った将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を明らかにするものであると、そこが一番のポイントなんです。ですから、今、例えば小川議員が産業、工場誘致とか、そういうことはまた実際問題のまちづくりの段階でお話をしていけばいいのであって、私は今回のマスタープラン、自分の自己満足じゃないんですけど、よくまとまっておると思います。このコンセプトも、要するに一体的な都市づくりということをやっておりますし、国の施策、そうしまして、上位の段階でございます市の総合計画、そうしまして、岐阜都市圏構想にも合致したというようなことで、私は一つのストーリーができておると思います。そうしまして、問題といたしまして、都市づくりの主要課題ということで皆さんのお手元にも行っておると思いますけど、要するに都市機能、土地利用、都市基盤、都市環境その他という4つのジャンルに分けて、個々にこういう問題がありますよと。これを念頭に置いてこのマスタープランをつくりましたということで、私はなかなかいいできればのマスタープランではないかなというふうに自負しております、余り個々の事業についていきますと、先ほど言いましたように、これはマスタープランですから、要するにもとのプランですから、そこから問題がちょっとずれてしまうんじゃないかなということで、先ほども言いましたように、私も審議委員会のメンバーのときに、これは夢づくりが一つのプランだということもお聞きしております。ですから、そういう意味からしましても、今後も日進月歩の時代でございます。社会構造も大きな変革が

あります。そのときには、この10年間、平成37年度に向けて、これは全然なぶりませんよということではないんですから、そこで大きなファクターが発生したときには、その都度部分修正をするというのも大事なことでありますし、またそういうふうには執行部のほうも考えておりますから、あえてここで何回も申し上げますけど、私はこのマスタープランというのは立派なマスタープランということで、ぜひ推進をしていただきたいということで賛成の弁を述べさせていただきます。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決とあわせ採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いをいたします。

これから議案第4号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第5号瑞穂市・神戸町水道組合同規約の変更についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第12号瑞穂市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第13号瑞穂市都市公園条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第14号瑞穂市道路占用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第20号平成29年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第21号平成29年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第22号平成29年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第27号平成30年度瑞穂市下水道事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第28号平成30年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第29号平成30年度瑞穂市水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第30号市道路線の認定について（その1）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第31号市道路線の認定について（その2）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第32号市道路線の認定について（その3）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第33号市道路線の認定について（その4）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第34号市道路線の廃止についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。10時25分から再開をいたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時25分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第17 議案第2号から日程第28 議案第26号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第17、議案第2号訴えの提起についてから日程第28、議案第26号平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算までを一括議題といたします。

これらについては、文教厚生委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 若井千尋君。

○文教厚生委員長（若井千尋君） 議席番号10番 若井千尋です。

ただいま藤橋議長より発言のお許しをいただきましたので、一括議題となりました12議案につきまして、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会の審査の経過及び結果について御報告をいたします。

文教厚生委員会は、3月9日午前9時30分から穂積庁舎議員会議室で開催いたしました。6名全員の委員が出席し、執行部から、市長、副市長、教育長、所管の部長、次長及び課長、総務部長、管財情報課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告いたします。

初めに、議案第2号訴えの提起についてを審査しました。

執行部からの補足説明の後、質疑に入り、委員からは、150万円以下であるのに訴訟するのか、調停のほうが簡単にできるのではないかとの質疑に対し、担当弁護士に相談した。今回は

140万円を超えているので、地方裁判所の案件になるため訴訟とした。今後は調停に移る可能性もあるとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で決されました。

次に、議案第3号財産（土地）の使用貸借についてを審査しました。

執行部からの補足説明の後、質疑に入り、委員からは、駐車場は市の所有地なのか、駐車場は有償で貸してもいいのではないかと質疑に対し、市の所有地である。現在は保育士、送迎保護者等の駐車場となっている。募集要項で、この駐車場も保育に必要であり、この土地も含めて、穂積保育所をそのまま民間へということで公募しているので、無償貸与としているとの答弁がありました。

また、今後2つの公私連携型保育所新設時に駐車場も含めて無償貸与とするという先行事例となってしまうのではないかと質疑に対し、駐車スペースを確保しないと近隣から苦情が来る。民間に来てもらうにも、公立で保育を行うのと同様に考え、駐車場についても無償貸与と考えているとの答弁がありました。

また、今後当市が公私連携型を進めるなら、市内にはほかの保育所もあるので、保育にかかわる事業者への補助を公平・公正に行ってもらえるのかとの質疑に対し、市の子供全体に対し公平な体制を整えることができるよう考えているとの答弁がありました。

また、当市の人口をもっとふやすために公私連携型以外の民間保育の参入についてどのように考えているのかとの質疑に対し、大きな保育所があれば、ある程度の人口増には対応できる。問題は未満児であり、これには民間の力をかりないと難しい。今後社会の動向を見ながら対処し、3・4・5歳児は公立や私立、公私連携型保育所でしっかり預かり、各校区の小学校につなげいきたい。未満児対応をしてもらえる民間の活力を有効に利用して進めていきたいとの答弁がありました。

さらに、地域のつながりを考えると、全ての子供が市内の保育所に行くことが望ましいが、市外の保育所等に預けられる子供には諸事情等がある。市外の私立にも通えるような選択肢を残しながら、基本的には地域で子供を育て、見守っていく考えをもとに保育所、小学校、中学校のくくりの中で子供を見守るという基本線を保ちながら進めていきたいとの答弁がありました。

また、今後公私連携を新たに行うときには、駐車場を含めるやり方はやめて、最低限の賃料を市にもらう方法で行ってほしい。駐車場の無償貸与はやり過ぎであるとの質疑に対し、今回の穂積保育所においては無償貸与でいく。今後は、その場所によって周辺の状況等いろいろあるので、よく検討していきたいとの答弁がありました。

また、穂積保育所の駐車場は、今土地があるから無償貸与、これからは有償という話は納得できないとの意見に対し、保育所の立地条件により、近隣状況により事情が変わってくる。全

部を市で用意する等については、適切な議論をしていきたいとの答弁がありました。

それに対して、市全体を見渡して考えるべきであるとの意見がありました。

その後、執行部からは、保育所は保護者の送迎があるので、駐車場も含めて必要と考える。公私連携を進める上で、公立の保育所と同じような考えで進めていくべきである。駐車場の土地の面積については議論が必要である。今後も園舎と駐車場を一体として考えていくとの説明がありました。

また、10年後の見直し時には、一部有償等について検討することを考えるとの申し送りをし、はどうかとの質疑に対し、今の契約内容を10年後に変えることは難しい。相手が納得してもらえれば変更はできるが、まず難しい。有償にできないかとの話をするのは可能であるとの答弁がありました。

それに対して、できるだけ理解をしてもらえるように経済や社会の状況を考えながら、今後柔軟に考えてほしいとの意見がありました。

また、どのような形で無償貸与となるかについての詳細内容がわからないがとの質疑に対し、平成30年1月17日の文教厚生委員会の協議会でお見せした協定書に基づいて行っている。協定書の内容が契約書となるとの答弁がありました。

最後に、当市において無償貸与の土地はあるのか、それはどのような方に対してなのかとの質疑に対し、公共的団体に対して無償貸与の土地はある。また、自治会、防災倉庫等、減免、減額されている団体の中には、使用料が無償となっているとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第8号瑞穂市国民健康保険条例等の一部を改正する条例について、議案第9号瑞穂市督促手数料、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

これら2議案については、いずれも報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第10号瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明の後、質疑に入り、委員からは、卓球場の名目ではなく、例えばダンスで使用できないのか。当市にはスポーツ施設が少ないので、ほかにもこのような多目的に使用できる施設はないのかとの質疑に対し、巢南中学校は卓球場で貸し出す以外には考えていない。今後はいろいろな施設を見直し、貸し出しができる施設があれば考えたいとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第11号瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部からの補足説明の後、質疑に入り、委員からは、公私連携により穂積保育所の名称がなくなるのなら、どこかの条文等に穂積保育所が公私連携により市が関与していることがわかるように明文化することはできないのか。また、新しい保育所が公私連携であることがわかるような保護者向けのPRについて何か考えているのかとの質疑に対し、公私連携保育法人の条例等については、ほかの市町を見ても例はないので、作成することは難しい。PRについては、ほかの私立保育所等もホームページ等で既に掲載している。公私連携についての説明もホームページや入所案内等に掲載していくとの答弁がありました。

また、公私連携になるに当たって、今現在危惧されている点はあるのかとの質疑に対し、今は特にないが、年がたつにつれて意識が薄れる可能性があるので、毎年確認できるような仕組みづくりをしていきたいとの答弁がありました。

さらに、民間事業者の運営になり、保育士等に関して危惧することはないのかとの質疑に対し、公私連携型保育所に毎月1回の所長会への参加、年3回の保育研究会や公開保育を含む市が主催する研修会等への参加もお願いする旨が協定書の中に含まれているので危惧はないと考えるとの答弁がありました。

また、保育所の看板はどうなるのかとの質疑に対し、看板については相談には乗るが、法人の意向もあるので、余りこちらからは言えないとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第17号平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議案第18号平成29年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を審査しました。

これら2議案については、いずれも報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第19号平成29年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）を審査しました。

執行部からの補足説明の後、質疑に入り、委員からは、給食費負担の不足分はなぜ発生したのかとの質疑に対し、12月ごろに設定する当初見込み人数と実際の人数が若干違ってくるためであるとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第24号平成30年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算を審査しました。

執行部からの補足説明の後、質疑に入り、委員からは、当市は資産割がなくなり、市全体の国保税が上がると聞いている。県単位化となり、当市は支える側だと聞いたが、当市にとって何かメリットはあるのかとの質疑に対し、加入者にとってのメリットは、高額療養費が県内の市町村内で住所異動しても通算され、国保の届け出等窓口は変わらないことである。市としては、県内で助け合うことにより財政が安定してくるとの答弁がありました。

その後、討論がなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第25号平成30年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算を審査しました。

執行部からの補足説明の後、質疑に入り、委員からは、平成30年度の加入者数と1人当たりの負担金額はとの質疑に対し、加入対象者は、2月28日現在5万71人で、来年度は対象者数が300人ほどふえる見込みである。1人当たりの金額は、均等割額が4万1,214円と所得割の所得割率7.75%であるとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

最後に、議案第26号平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算を審査しました。

本案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で文教厚生委員会の委員長報告を終わります。平成30年3月20日、文教厚生委員会委員長 若井千尋。

済みません、議席番号10番 若井でございます。

ただいまの委員長報告の際、最後の議案第25号の平成30年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算の対象者のところで、私「5,071人」と報告しなければいけないところを5万何がしと報告したということでございますので、訂正をさせていただきます。まことに申しわけありませんでした。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第2号訴えの提起についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第3号財産（土地）の使用貸借についての委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 議席番号1番、瑞清クラブの松野貴志です。

文教厚生委員会、若井委員長にお尋ねをいたします。

議案第3号財産（土地）の使用貸借について、補足説明の後の質疑で、当日私も傍聴しておりましたが、確認しておきたいことがございます。広瀬武雄副委員長が御質問した瑞穂市穂積字野口1001番の8を民間企業に無償貸与するのはなぜかと質問されたと思いますが、先ほど委員長報告でも説明がありましたが、もう一度、執行部の答弁がどのような説明であったか、確認のため、再度お聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 文教厚生委員長 若井千尋君。

○文教厚生委員長（若井千尋君） 議席番号10番 若井でございます。

ただいま松野貴志議員の御質問でございますけれども、なぜ無償で貸与するのかという御質問に対して、委員会のほうからの質問も委員の中でもありましたし、この議案に関しましては、本当に総括等でもいろんな方から御質問いただいております。

委員会としまして、執行部の答弁は、なぜ無償貸与であったのかということで、3号議案の提出の資料3の裏面にも載っておりますけど、無償貸与の理由というのは、公私連携保育所型認定こども園の開園のため、公私連携保育所型認定こども園の設置に関する協定に基づき無償貸与とするものということが無償貸与の理由となっておりますけれども、これは市のほうから業者に対して話を持ちかけたときに、保育園の一带、園舎も含めて、駐車場も含めて保育事業をすることに必要な案件であるということで説明があったように聞いております。

一貫して同じような質問が出るかと思っておりますけれども、基本的には保育事業を行う上において、園舎と駐車場を保育事業として一体と考えておることが執行部の一貫した考え方であったということだけが、くどいですが、保育事業に必要であるということで駐車場が無償貸与になっておるといふふうに聞いております。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番 鳥居佳史です。

先ほど若井委員長の報告の中で、今の答弁にもあったんですけれども、園舎と保育所を一体的に考えていくという説明が5ページに執行部からの答弁がある。まさしくそうですけれども、今回、本来ならば966の1の大きな敷地の中で一体的に必要な、当然職員の駐車場も計画に入

れて検討するのが常識なんです。それを検討した上でもできないと。その土地だけでは、駐車場を入れて、この保育園が計画できないということが明らかになった、そういう判断をしたから1001の8の土地も含めて一体貸与するというふうな執行部からの説明はありましたでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 文教厚生委員長 若井千尋君。

○文教厚生委員長（若井千尋君） 10番 若井でございます。

ただいま鳥居議員の御質問にお答えをしたいと思います。

執行部からそういう御説明があったのかということでございましたので、ありました。冒頭お話ししましたように、保育事業を民間にお願いするに当たって、またこれは委員長報告でもさせていただきましたけれども、職員の駐車場と保育所という事業所が送り迎え等もあられるということで、駐車場を確保するというところでございますし、もともと今の1001番の8というところが現在市の所有しておる土地ということでございますので、保育業務をやっていただく上において、園舎の敷地と、それにかかわる職員さんの駐車場も、くどいですが、保育事業に必要ということで市が考えておるということで答弁がありましたので、冒頭からお話しておるように、事業に必要であるということで説明があったというふうに記憶しております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） 966の1の敷地の中で、職員の駐車場も込みの計画を本当はするべきなんです。それで検討すると、職員の駐車場をこの敷地の中に確保すると、とても園舎とかが建てられない。だから、職員の駐車場は別で1001の8も含めて無償貸与する。その前段の部分の職員の駐車場を966の1の中ですると無理だという話が、執行部が検討した結果、そういう話があったかどうかという質問。

○議長（藤橋礼治君） 文教厚生委員長 若井千尋君。

○文教厚生委員長（若井千尋君） 10番 若井でございます。

済みません、質問の意味を間違えておりました。

今、鳥居議員がおっしゃることにしましては、もともと園舎内だけで対応できるかどうかということに関しては議論はなされておられませんし、駐車場がもう既にあるということで、ありきでの話であったように記憶しております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） 私もこういう建築の設計をやっている立場として、与えられた敷地の中で用途を何とか確保するというのをまとめるのが設計士の仕事なんです。例えばですけれ

ども、どうしてもこの敷地の中で駐車場も確保しなさいよという条件であれば、建物を例えば全部平家のを、一部2階建てにしても、その敷地の中に駐車場を確保するというような検討を設計者は必ずします。そういう意味で、今回この飛び地の駐車場が要するということの前提が、どうもそういう検討がされていたかどうかというのがわからないということなんですね、今の状態ではね。質問ということでは質問できないんですけども、そうすると、今の一般のお母さんの送迎の場所のスペースというのは当然要りますけれども、その送迎を飛び地の1001の8で送迎スペースの駐車場として使うと。そして、職員用の駐車場を966の1の駐車場で使うという議論、または意見というのはありましたでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 文教厚生委員長 若井千尋君。

○文教厚生委員長（若井千尋君） 10番 若井でございます。

ただいま鳥居議員の御質問でございますけど、使っていただいた後に職員さんの駐車場がこちら、送迎用がこちらとかいうような議論がされたかどうかということに関しては、なかったように思います。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

議長さんより発言の許可をいただきましたので、議案第3号財産（土地）の使用貸借について質疑したいと思います。

資料の8ページでございますけれども、委員長報告の中で、また当市の人口をもっとふやすために、公私連携型以外の民間保育の参入についてどのように考えているのかとの質問に対し、大きな保育所があれば、ある程度の人口増には対応できる。問題は未満児である。これには民間の力をかりないと難しい。今後社会の動向を見ながら対処し、3・4・5歳児は公立や私立、公私連携型保育所でしっかり預かり、各校区の小学校につないでいきたい。未満児対策をしてもらえる民間の活力を有効に利用して進めていきたいという答弁がありました。委員長からの報告でございますけれども、昨年、平成29年11月20日付だと思っておりますけれども、事前協議書が出ております。これについては、60人規模の未満児の保育をしたいという話ですけれども、この中で、問題は、未満児保育をしたいと、今後も。民間の力をかりたいというふうに言われておりますが、昨年、ある事業者が事前協議書を出してきたんですが、そういったお話は委員会の中であったでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 文教厚生委員長 若井千尋君。

○文教厚生委員長（若井千尋君） 10番 若井でございます。

今、松野藤四郎議員の御質問でございますけれども、委員長報告をさせていただいた範囲の

中での御質問でございましたので、そのようなほかの公私連携以外のことに関して、ほかの事業者に対してどうこうであったとかいうことは議論はされておりません。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 委員長報告の9ページですけれども、今後、公私連携を新たに行うときには、駐車場を含めるやり方はやめて、最低限の賃料を市にもらう方法で行ってほしい。駐車場の無償貸与はやり過ぎであるとの質疑に対し、今回の穂積保育所においては無償貸与でいく。今後は、その場所によって周辺の状況等いろいろあるので、よく検討していきたいという執行部の答弁がありました。これについてももう少し詳細にわかれば御答弁願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 文教厚生委員長 若井千尋君。

○文教厚生委員長（若井千尋君） 10番 若井千尋でございます。

ただいま松野藤四郎議員の御質問にお答えをさせていただきますが、要は今回の穂積保育所に関しましては、駐車場が今現在、公立で行われておると同じような条件で使っていたいので、そのまま民間のほうにお願いをしたいということでございます。

それで、その前にも御報告させていただきましたが、公私連携があるがゆえに市は全く関係ないという立場ではなくて、市がしっかり監督できるようなことを考えた場合に、やはりこの穂積保育所に関しては、協定、またその前段階からこの駐車場を一緒に無償貸与するという条件で話が出ておるということでございますし、これから先のことというのは、今言いました1番は、市が関係がないわけではございませんので、駐車場がないと、無断で道路にとめたりとか、また停車したりとかいって、近隣に迷惑をかけるようなことは避けなければいけないということで、今後先のことに関しては、今の条件を踏まえた上で、その土地土地、地域地域によって事情があるかと思っておりますので、そういうことをしっかり検討していくという執行部からの考えがあったように記憶しております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 7ページのほうへ戻りますけれども、一番最後の段のほうですけれども、要は現在は保育士、送迎保護者等の駐車場となっている。募集要項でこの駐車場も保育に必要でありと言っていますね。仮協定書の第4条ですけれども、1月の資料は持っていないので、29年11月21日、瑞穂市議会文教厚生委員会協議会資料に基づいて、それと平成29年12月13日、これは第4回の市議会定例会で文教厚生委員会の資料ですけれども、この第4条に、甲は所有する園の土地を次のとおり乙に貸与すると言っていますね。甲というのは市です。乙は事業者ですね。甲は、所有する園の土地と言っていますけれども、市の所有するのは行政財

産じゃないですか。園というのはちょっとよくわかりませんが、そういったお話はなかったですか。

○議長（藤橋礼治君） 文教厚生委員長 若井千尋君。

○文教厚生委員長（若井千尋君） 10番 若井千尋でございます。

ただいま松野藤四郎議員の協定書資料は12月の資料を御提示いただきましたが、文教厚生委員会のほうで、委員長報告でもさせていただきましたが、1月17日にいただいた。委員会で議論していく中において、この4条の部分で、今、副委員長から御指導願ったんですけど、4条を確認します。甲は、所有する園の土地及び備品を次のとおり乙に貸与するということに関しては、文言が消されておるといふか、これを今確認しましたけれども、今回の委員会でのそういった議論はなかったように記憶しております。済みません、中途半端な答弁で申しわけございません。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） それから、第4条の1号で、甲は乙の運営に必要な土地を無償貸与するといふか、要は事業者の運営に必要な土地、先ほどから出ていますように、市の三千何平米の土地に園舎をつくって運営していくというのが僕は基本だと思うんですね、乙の運営に必要な土地というのは。先生の駐車場というのは、運営するための必要性はないと思うんですね。それは事業者が考えてやればいいんですよ、別途土地を探して。そういった話はなかったですかね。

○議長（藤橋礼治君） 文教厚生委員長 若井千尋君。

○文教厚生委員長（若井千尋君） 10番 若井でございます。

ただいま松野藤四郎議員の御質問でございますけど、やはり最初にお話ししましたように、保育事業というのは、市の一般業務とは異なるという考え方を教育委員会は持っておりまして、そういった意味では、くどいですが、保育事業をする上において、職員さんの駐車場が必要となってくる。穂積保育所の土地の状況、条件もそうでございますけれども、これが今まで公で行っていた場合にそういう運営をしておったことに対して、公私連携で行う場合も、職員さんの駐車場を確保するということに関しては、一貫して無償貸与という形で進めておったということで話が進んでおりますので、離れた1001番の8という現在駐車場で使っておる土地に関しても、くどいですが、保育事業をする上において必要であるというふうに考えて、無償貸与だということで説明を聞いております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） この穂積保育所は、敷地面積からいきますと、保育所を建てる敷地

は3,700平米近くあるんですね。駐車場は500平米。これを路線価格で計算していきますと1億6,300万円なんですね。これを市が無償で貸すんですね。先ほど委員長報告の中で、新規参入をどんどん積極的にやっておると、受け入れますよと、未満児対策をしますよと執行部が言っておるんやね。民間は、全て自分たちでやるんですね。ここら辺は非常に税金の無駄遣いだというふうに思います。

それから、この議案書の中で、自治法の96条第1項の6号を適用して無償だと言っておりますけれども、資料によりますと、これは認定こども園法の第34条の第4項、あるいは児童福祉法の第56条の8の第4号で無償で貸与できますよと言っていますね。なぜ今回この議案の中に96の1の6号を提出したのか、そういったお話はなかったですかね。

○議長（藤橋礼治君） 文教厚生委員長 若井千尋君。

○文教厚生委員長（若井千尋君） 10番 若井です。

松野藤四郎議員の御質問ですけど、委員会ではそういった議論はなされておらなかったように記憶しております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 96条1の6号を妨げないと言っていますので、先ほど言いました34条の第4、あるいは児童福祉法の56の8の4の整合性というのは、執行部が96条の何かをこれを出してきておるわけやね。けれども、ほかの方法もできるというような感じですね。委員会の中でそういう話がされていないということは非常に残念であるというふうに思います。

それから、民間に移行していく場合に、保護者等の不安等もあるかと思えます。そして、やはり民間でありますと、質と申しますか、内容、ここら辺のことも問題になると思えますけれども、そういったお話というのは委員会の中で議論はありましたか。

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○文教厚生委員長（若井千尋君） 10番 若井でございます。

今、松野藤四郎議員の御質問でございますけど、そういった質問がございました。先ほど委員長報告でもさせていただきましたけど、要は市のほうが定める定期的な会合等に園長さんにも来ていただいたり、また会合をやっていくということを御報告させていただいたとおりでございますので、本市、行政のほうは危惧はしていないということで考えておりますし、もう一点、今現在、駐車場は市の保有している市の土地ということで、これは保育士さんの駐車場だけでなく、保育事業を遂行していただくために、やはり小学校、中学校とは違って、親御さんが送迎をされるということに関して、保護者の送迎用にも駐車スペースが必要であるという判断のもとで議論が行われているというふうにこちらは思っておりましたので、質問の答えが前後しましたが、2点について、委員会での話が合ったことは御報告させていただきます。以

上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） じゃあ最後ですけれども、市は、公私連携型を採用して今後とも進めていくというお話ですけれども、こちら辺の考え方について、文教厚生委員会の中で、市から詳しく何か説明等がありましたですかね。

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○文教厚生委員長（若井千尋君） 10番 若井でございます。

ただいま松野藤四郎議員の御質問でございますけど、本当に教育委員会も保育事業から地元の小学校へスムーズにつながるということは非常に意識を高く持っておられますので、今後、公私連携型にしていくにしても、小学校に上がるまでの3歳、4歳、5歳児がしっかり地域に溶け込んでいけるような教育方針であるということはしっかり確認をさせていただいております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 委員長報告のことはよくわかりましたけれども、この公私連携の保育所の趣旨は、私はこの瑞穂市には当てはまらないと思うわけです。例を言いますと、岐阜県の海津市はこの方法を取り入れております。これは海津市が同じように人口が減っていく、子供の数が少なくなると、公設で運営していくのは非常に厳しくなってきたということで、民間とお互いに力を合わせながら保育所をつくるということで海津市は進めてきております。

けれども、瑞穂市に至っては、執行部の答弁にもあるように、人口がふえているという話ですね。子供も多くなってきたと。ですから、この公私連携には僕は該当しないと。積極的に民間の導入を図ると。並びに、公は公で保育所を運営していくと、こういう方針が大事だというふうに思いますね。

委員会の中では、公私連携についていろいろ委員長が報告されましたけれども、私はこれについては非常に残念だと、公私連携を入れるのは、そのように感じて終わります。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 議席番号1番、瑞清クラブの松野貴志です。

これより議案第3号財産（土地）の使用貸借についての反対討論を行います。

本日の私は大変怒っております。市長が所信表明の当市の財政状況の文脈からわかるとおり、当市の今後の財政状況は市の根幹収入である地方交付税が段階的に縮減され、平成31年度には、合併算定がえによる地方交付税の加算がなくなり、財政上の優遇措置を受けていた合併特例債の発行もなくなり、国と同様、今後の財政運営は厳しいものとなっていくのは間違いないでしょう。

市長は、将来的に訪れる財政難に危機感を持たれた発言であろうと私なりに解釈をいたしました。しかし、そうであるなら、財政難を乗り越える施策を考えるべきであり、まず歳入増をいかに考えるべきか。そして、同時に歳出を抑えても、市民の皆様への行政サービスが滞ることのないよう施策を打つべきであると思います。市長も私と同じく民間企業の代表を務め、会社運営をしてきました。会社存続のため日夜働き、収入を伸ばし、経費削減を図り、社員のために健全経営をしてこられたはずで。

私には経験がございませんが、バブル崩壊後、国内の民間企業は軒並み売り上げを落とす中、限りある利益の中で大幅な経費削減をし、少しでも収入を上げる努力をされた経験がおありだと思います。また、現在もそうであろうと思いますが、本議案の策定に当たり、それら経験を踏まえられた市長と思えぬ議案内容でございます。

私は、公私連携型保育事業については、素案段階の協議の中で苦言を呈しながら、ときには厳しい発言をしながらも、瑞穂市の将来を鑑み賛成を重ねてまいりました。しかし、瑞穂市民の財産である土地を民間企業の従業員用の駐車場で無償貸与だけは賛同できません。公私連携型保育事業の協議が始まり、現在に至るまで、ここにいる議員の皆様が民間企業の従業員用の無償貸与ありきが御理解されていたかわかりませんが、苦言を呈してきた私ですら聞き覚えがありません。私が記憶しているのは、現在ある穂積保育所の土地を無償貸与する説明や答弁、タイトなスケジュールではあるが、平成31年4月の開所を目指したい等の説明は記憶しております。ここに至るまで、一度でも50メートルほど離れている市が所有する職員用の駐車場も無償貸与するという説明がありましたか。ないです。執行部の説明は、常に公私連携の民間企業が運営するに必要な土地の無償貸与ですのみの説明です。言えば厳しい質問が飛ぶ、そうなれば計画がおくれる。しかし、計画どおりに進めるために議員の可決がどうしても必要。厳しい箇所はオブラートに包み説明し、最低限の説明責任を果たし締結し、完結したい。急ぎたいとの答弁、説明は誰が聞いてもわかります。地番、瑞穂市穂積字野口1001番の8は、園から50メートルも離れています。ここの無償貸与はなぜ必要なのか。3月9日の文教厚生委員会で傍聴したときの執行部の説明はこうです。

通園する園児の朝・夕の送迎用で使う駐車場なので、民間企業に移行しても、保護者の送迎の駐車場としてどうしても必要なので無償貸与の予定です。完全にばかにしています。文教厚生委員の皆様が穂積区の生まれでないことをいいことに、虚偽の説明、もはや何でもあります。まして穂積区生まれの私が傍聴しているにもかかわらず、苦言を呈した私に対する挑戦ですか。1001番の8は誰が利用していますか。市職員である保育士です。当時、職員である保育士の駐車場が不足しているから購入したわけでありますから、当然執行部はわかっていたはずですよ。今の公立保育園で不足ぎみの駐車場整備をしているじゃないですか。にもかかわらず、説明が園児送迎用で必要とはいかなる説明か。文教厚生委員の皆様がわからないことをいいことに虚偽説明をし、採択させたのは悪意を感じざるを得ません。申し上げておきますが、1001番の8の利用は職員であり、そのことは穂積区の市民は当然のように理解しておりますし、私が一番知っています。園から、いつも催しがあるときは、限りがあるがとめられますと案内は来ますが、私の知る限り、催しのときしか保護者の車は見かけません。送迎は建物南にある12台前の駐車場に保護者はとめます。あいていないときは市道の際にとめ、送り迎えをしています。それ以外の保護者は、自転車で送迎をしているのが現状であり、その光景は数十年変わっていません。1001番の8は、市職員である保育士の駐車場であることは、穂積区の市民はわかっているので、まず送迎では使わない。その変わらない光景は執行部は知っているでしょう。

言うなら、市長も送迎の経験があるはずですよ。知っていて所管の説明をすることは何ですか。部課長が間違った答弁をしているならば、リーダーなら補足説明してでも委員に御理解を求めればいいじゃないですか。私が申し上げている悪意とは、まさにこのことです。

次に、3月9日にある議員の宿題で、公正証書の是非についての説明で、執行部の回答は、公正証書は必要ないと回答されていました。本当にそうでしょうか。長期にわたり保育園事業を委託し、市民の土地を無償貸与する。私は、職業がら、契約、協定書に関し、公正証書契約をしています。本件を日ごろおつき合いのある公証人、税理士、行政書士、弁護士に個人情報はお尋ねしたところ、公正証書の必要性は、両者間の取り決め内容によつての是非で判断する。協定書、土地賃貸借契約、財産分与及び貸与、相続のほとんどは公正証書にすることが多い。その理由は、今後の社会情勢、公租公課の変動、地価の高騰及び低下等、価値は常時変動することがあるので、約束事の信頼性を高め、疑義が生じないように公正証書をもってお互いの契約を締結するからです。

質問の無償貸与は該当しますとはっきりとおっしゃられました。法にしなくてもよいとは書いていません。あくまで将来、疑義が生じる可能性があるならば、自治体であろうと、今後のために証書は検討してもよいと回答はいただきました。また、弁護士にお尋ねしたところ、民間企業の従業員用の無償貸与、市民の同意は得ていますか。御理解の上であれば後日問題にな

りません。また、公正証書にしないのであれば、よくある条文を入れておけば、将来の疑義に対処できると思いますとおっしゃられました。

例で読み上げますと、皆様もよく聞いたかもしれませんが、社会情勢、公租公課の変動及び地価の変化で有償の可能性が生じたとき、甲・乙は協議の上、無償貸与の継続及び有償を5年に1度協議するという条文でございます。協定書、賃貸借契約では基本条項で、検討してみてもはどうですかという回答もいただきました。

聞いている私ですら寒けを覚えました。市民の土地を民間事業者の従業員の駐車場として無償で貸与させるわけですから、当然市民に説明はしていますね。後日、各自治会、保護者に聞いてみます。

次に、内閣府に問い合わせをし、公私連携型保育事業についてお尋ねをいたしました。

こういう施設の無償貸与、または廉価での貸し付け、譲渡について聞いたところ、若者離れの地方では、公による施設運営が困難になっている。同時に、資格保持者も減少していることから、児童福祉法第56条の8第4項、認定こども園法第34条第4項に基づき、公立的な施設の整備、参入促進を可能とさせていただいております。ただ、無償及び廉価での貸し付け、譲渡は、それぞれの市町村で協議をしていただき、地域の状況、財政、公平性も考慮の上、適正な判断を行い、議会の決定を必要とする旨、活用する市町村には伝えてありますと答弁をいただきました。

また、公平性とはとお尋ねしたところ、あくまで民間企業の活用となるので、ほかの保育園事業者、自治体内の介護を含めた福祉事業及びその他の行政に係る民間事業者への配慮、必要に応じ資料の配付、説明会等を行い、公正・公平な公私連携をお願いしているところだと回答もいただきました。

民間事業者の従業員が利用する駐車場の無償貸与をお尋ねしたところ、あくまで自治体の判断に委ねていますが、利益供与のおそれがある場合は避けていただきたいが、私どもに決定権もありませんし、それぞれの自治体の事情もあると思いますので、回答はいたしかねると御回答をいただきました。

ここで、当市の公私連携型保育事業と海津市の公立保育所等民営化・統廃合計画を比べていただきたいので、海津市さんの計画を読み上げます。

近年、急速な少子化の進行や保護者の就労環境の変化に伴い、子供とその家族を取り巻く環境は著しく変化しています。本市も確実に人口減少の局面に入っており、安心して子供を産み育てることのできる環境の整備は最重要課題の一つとなっています。

平成17年から次世代育成支援行動計画である海津市子育て夢プラン、平成22年から海津市子育て夢プランⅡを策定し、幼稚園の統廃合を行う一方、平成23年度、就学前教育・保育の充実を図るために、県内公立施設としては初の認定こども園を3園開園した。

さらに、平成26年には、海津市子ども・子育て支援事業計画を策定し、子供の生きる力を育み、多様な子育てを支えるまち海津を理念に、学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していきます。このような状況の中、海津市公立保育所等民営化・統廃合計画は、依然として少子化に歯どめがかからず、限られた人材、財源の中で利用者が求める多様化した保育ニーズに対応し、子供の保育環境の向上を図っていくため、民間の力を活用した質の高い保育事業展開が不可欠との観点から、施設の適正配置を念頭に保育事業の民営化を具体的に進めていくための策定ですと書いてあります。

海津市さんは、人口減少、少子化に歯どめをかけるべく、さまざまな施策を行ってみえます。しかし、お聞きのとおり、限られた人材、財源の中、保育園の民営化、統廃合に踏み切られております。公立保育園の老朽化、人口減少による人材確保、財政確保は難しいと考え、将来の財政を計算され、民間活力を利用した公私連携型保育事業をいち早く取り入れられたいわば先進市です。

では当市はどうでしょうか。幸いにも人口は増加傾向ではありますが、そのため、公立保育園内に未満児保育を行うスペースがない、また老朽化している保育所、保育所のない校区もある。公依存では、将来的に訪れる人口減少、有資格者の減少、老朽化した建物の改修予算、財源そのものの減少を考慮し、公私連携を打ち出したと思います。

海津市さんとは事情が異なります。私は、海津市に親戚がいるので、事情に詳しい方、何人かにお尋ねをしてみました。海津市は、毎年500人ほどの人口減少が続いている。人口減少による人材確保が大変で、老朽化した保育園の整備、必要な財源も大変厳しいと。公私連携を打ち出しても、民間企業が来てくれるかは不透明であった。民間企業は、社福といえど営利団体であり、需要がなければ来る保証がない。内閣府の公私連携事業、児童福祉法を最大限に活用し、民間企業に来ていただけた、感謝している。

その点、瑞穂市さんの公私連携型保育事業はうらやましい。言葉は悪いが、ある程度、民間企業と五分五分で無償・有償を協議できるでしょう。人口もまだふえている、少子化もまだ先でしょう。当市の場合は苦肉の策で、先々の歳入減少、歳出増加を考えれば、貸せるものなら貸したかった。瑞穂市さんは当市と状況が違うから、将来を見据え、市民のために頑張ってください。こういった回答をいただきました。

簡潔に言えば、駐車場の無償貸与は利益供与です。そして、これが前例となり、生津、牛牧第1の公私連携型保育園にも民間企業のための駐車場整備まで必要になります。もし執行部がケース・バイ・ケースと説明しようものなら、一貫性の欠けた事業となり、その場合、市内の民間事業者は怒りますよ。当然でしょう。瑞穂市の待機児童を解消するために参入してきている小規模保育園、認可保育園、認可外保育園は、自社の資金で駐車場を借りてみえます。ほかの民間事業者もそうです。虚偽説明、利益供与じみたことまでするなら、市内全ての民間企業

の借りている駐車場費用を見て当然でしょう。それが公平性です。ほかの保育園の近くにも市の土地があるなら、無償で貸してあげなさいよ。民間企業さんたちは、限りある収入の中、従業員のための駐車場を借りています。先ほど申し上げた内閣府の言う公平性も考慮を全くしていない。今後二度と国の指示を仰ぐとか、国の計画、施策に従うとか言えなくなりますよ。というよりも、言ってもらいたくありません。

ついでに申し上げますが、15日の広瀬武雄議員の一般質問で何を言ったか覚えていますか。駐車場のことを質問されたときの答弁で、議案は可決されますと答弁しています。可決されますとはどういう意味ですか。まだ採決もしていない段階で可決とは何ですか。適正な予算、案件等を考える必要なく、執行部が提案すればそれで決まりですか。それなら議員は必要ありませんよ。悪意に満ちた問題発言です。しかも、その場にいた執行部の皆様はなぜ動かないのか。これほどの発言をしたら、後で訂正なり陳謝があつて当たり前です。それとも皆さんも可決が決まることを既にわかっているから訂正させなかったのか、これを越権行為というんです。議員、議会軽視も甚だしい。市の土地は市民の税金で購入するわけですから、いわば市民の土地です。来年、当市も精励決断の年、このことが市民に知れたら大変なことになりますよ。瑞穂市で頑張っている民間事業者にどうやって顔向けをするのか。一方で自社資金、一方で至れり尽くせり、市民に言いなさい、皆様の血税で買った土地を未来永劫無償で民間企業の従業員に貸しますよと。言えないようであれば、私が市民に説明しておきます。10年後、いやそう遠くない未来、少子・高齢化が加速し、高齢者福祉サービスで市の財政がピークを迎えたとき、もし私が議員でいるなら、必ず市民やそのときの若い議員から言われるのが目に浮かびます。なぜあのとき容認したんだ。駐車場だけでも有償にしておけば少しでも歳入が入るのに、市民の血税で購入した土地を簡単に無償で貸して何を考えている。我々市民の負担が増す中、必死に瑞穂市が事業をしているのに、あの保育園だけ至れり尽くせりのままで、我々事業主たちの恩恵は一切ないのか。それ以上の言葉を言われると思います。

こうなるとは思わなかったとでもお答えすればいいのですか。既にいろいろな事業主さんからクレームが私のところに来ています。答えようがないでしょう。今回の民間企業、従業員用の駐車場の無償貸与は、強いては今後進められる公私連携型保育事業においても大きな財政負担を強いることになります。これで内閣府が考慮しなさいと指導している地域状況、公平性、そして財政の全てを無視して事業を進めようとしているわけです。だからこそ通すわけにはいきません。だからこそ反対させてもらいます。

つけ加えて言えば、否決して、建物の土地だけを無償貸与にし進めればいい。イレギュラーありきの臨時議会は得意でしょう。駐車場の件で民間企業がもしおられるならばおりてもらって結構。生津保育所を早急に進めて、再度穂積保育所を民営化するだけの話です。何も難しいことはないと思います。

ついでに申し上げておけば、瑞穂市のような状況下であれば、生津校区にわざわざ市が土地を購入しなくても、公募すれば幾らでも手を挙げる事業者はいるでしょうと近隣自治体の関係者からお聞きしております。また、その校区に保育園がおくれている理由が理解できないとまでお聞きしました。まだまだ言い足りませんが、これで反対討論を終わります。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

松野貴志議員のように、とうとうとうまく多分しゃべられません。何でそれを賛成討論する気持ちになったかという、質疑と、今反対討論がありました。これからもまだあるかもしれませんが、論点に非常に危うさを感じます。言っておかなければと思う気持ちでここに立ちました。

どういうところに危うさを感じたかは、大きく総括的に言うと2点です。

1つは、駐車場無料という小さい財政状況だけにこだわっている。だって、財政的なことを考えたから、そもそも公私連携にしたと。去年、文教厚生委員長でしっかり説明を受けています。皆さん、忘れましたか。公立で建てたら、100%市がお金を出すんですよ。私立は12分の1でしたっけ、ちょっと数字が間違っているかもしれませんが、全く違います、補助金を出すのは。大きい財政を考えて、それからあともう一つ受けたのは、保育士がなかなか公立には来ないという2つでしたけど、苦渋の選択だと教育長さんがおっしゃったのも覚えています。本当は公立でやりたいと言われましたね。だから、市が財政を考えていないなんてことはありません。

細かい財政で何を失うか。これが2点目です。理念です。保育・教育に関する考え方ですよ。前川さんの例が今毎日出ていますけど、なぜ文科省から公立中学校にあんな問い合わせが行ったことがあんなになぜ問題になるんですか。あれは私立だったら問題にならないんですよ。戦後、一貫して、教育基本法は、教育に関する政治的な介入をとめてきたんです。ただ、今政治的に小さい政府になり、財政が厳しいからという理由で、私は日本はそんなに厳しいと思っていませんよ、防衛費は物すごい伸びているわけですから。でもそういう理由で公的な福祉、教育に対する財政を削っていますね。ちなみに福祉というのは、福祉は高齢者福祉、介護ですね。障害者福祉のほかに保育がありますね。でも瑞穂市は保育を教育に入れたんです。私はちょっとそれもずれているなと思いつつ見てきましたけど、こうなってみると、きょう正しかったなあとと思います。子育て、教育は、福祉の中でも最後まで公がやるべき仕事、義務ですよ。ちゃんと法律にのっとって。

ですから、今の総括的なことをまとめると、市は財政を考えて、苦渋の選択で公私連携にし

たんです。そして、何年ぐらい前ですかね。保育を教育に入れましたね。瑞穂市は形の上でも保育と教育は重要だという考え方を持っているんです。

ちょっと過去のことを言わせていただきますが、これが大きく瑞穂市は崩れかけたことがあります。そう遠くありませんね。議員の政治家の介入で、ほづみ幼稚園は簡単に民営化しようとしたではありませんか。覚えていないんですか。この中に何人見えますか、かかわった人が。ある一人の市民が、この人は障害者ですよ。その人があんないい幼稚園を残さないのかと言って私は相談を受けました。討論ですよ。だから、理念がわかんないというんですよ、そういうことを言う人は。ちゃんと理念というものを受け取ってください。簡単過ぎるんです。こういうのを短慮といいます。考え方が短いんです。物すごい短いですね、小さいですね。簡単に結論を出しちゃうんですよ、皆さん。これは時代の流れだと思います。私はこういうことを言えるのは年の功だなと思います、議員経験からも言って。ちょっと余計なことをごめんなさい。

それで、このまちの政治家、トップリーダーと議員ですね。つながって……。

〔発言する者あり〕

○16番（くまがいさちこ君） いいえ、理念が大事だということを言っているんです。短慮でよ、そういうことを言う人は。理念をちゃんと言っているんです。全然理念がわかっていないから。

ほづみ幼稚園を民営化しようとしたね。あのときに一人の市民から始まった反対の署名が広がって、その補助金、何と4億円でしたね。2億円市から、2億円国から。それが否決されましたね。皆さん、慌てて否決したんですよ。あそこに民間の事業者の人と従業員がほぼ傍聴席の半分はそこで占められましたね。それで否決できました。あのときに賛成していたのに反対に回った議員さんは、理念なんてなかったんだと思います。だから、きょうもこんなふうなんだと思いますが、でも市民はあのいい教育をするほづみ幼稚園を民間に……。

〔発言する者あり〕

○16番（くまがいさちこ君） 私語を注意していただけますか。今しゃべっている人はかかわった人じゃないですか。

ということで、あと、名前は言いません。市内の〇〇私立幼稚園、保育所を中央〇〇保育園として誘致しようとしたね。その前は、その南に公園をくりましたね。全部トップリーダーと議員の一部がかかわっていましたね。つまり、瑞穂市って、簡単に民営化しなかったんです。そして、去年、文教厚生委員長のやっていたときに、初めは4月ごろは教育委員会は、民営化しようかみたいな説明をしていましたね。途中から、夏過ぎてからだと思いますが、公私連携にしますと。つまりそのときの説明を覚えていますが、国も簡単な民営化では保育は守れないと状況が生まれつつあるということがわかって、公私連携型というのを打ち出したと説明を受けています。私もああこれなら大丈夫かなと思いました。

民営化民営化と簡単にお使いになりますますが、民営化イコール公私連携ではありません。ほづみ幼稚園を民営化したときは丸投げなんですよね、つまり。でも今度の公私連携は公と私連携するんです。そういうところもわかってください。

あと細かいことを申し上げます。今の総論の下に来る細かいことを申し上げます。今度のことで一般の事業者は怒るだろうと。さっき説明しましたが、保育・教育、国の根幹にかかわるんですから、誰かおっしゃいましたよね。ほかの事業とは違うんです。

それから、さっき若井委員長が言われました。保育所は、一般の民間事業とは別であると執行部は考えていますと言ってくさいましたね。そのとおりなんですよね。だから、私は基本的にその姿勢を支持します。もう取り戻した経緯があるものなんですから、簡単に民間になりそうなのを。若い方はちょっとそういう経験をしているのか、調べたのかどうかわかりませんよ。

それから、あと細かいことで申し上げるのは、海津市と瑞穂市の違いをそれだけ調べていて、全然違うじゃないですか。海津市は子供も少なくなって、財政も厳しいわけでしょう。それでうらやましいと言ったわけでしょう、海津市が。つまり、自分のところみたいに簡単にお願いだから来てくださと言わなくてもいいからいいですねという言い方じゃないですか。どうしてそこから論理がおかしくなるんですか。海津市がそうだとしたって、事情が違うでしょう、瑞穂市と。そして、過去の歴史は今述べたとおりです。

あとちょっと細かいことで、よくわかっていらっしゃらないと思うので言いますが、園舎との一体といいます、何で離れていたら一体じゃないんですか。離れているところなんていっぱいありますよね。本田第1保育所だっただけ。本田第2保育所はずうっと離れていて、ようやく隣にかえましたけど。ああいうところは全部一体じゃないんですか。余りに短慮、考えが浅い。一体の言葉の意味もわかっていない。離れていたら一体じゃないんですか。

あと細かいことは、待機児童対策でという、最大限大きいのをつくりたいわけですよね。そうすると、園舎の中に2階建てだと思んですけど、今度のは。設計図は見えていませんけど、それでも駐車場は離れたところを使ったほうが、まとまった土地は園舎として、遊び場としてつくりやすいですよ。待機児童対策というのはあったわけでしょう。だったら、離れたところは一体じゃないから、そこだけ金を取れという論理はおかしいと思いますよ。

それから、保護者は使っていないと。使っていますよ、私、すぐ近くですから見えています。職員だけじゃないです。保護者会とか役員会、大体あそこに駐車場を買ったのは、あそこに送り迎えの車、このごろはお母さんたちは働いているんですよ。自転車より、前からそうですけど、車で来る人って物すごいふえているんですよ。それで、近隣の住民から迷惑だと言われるから買いたいというのも、あの駐車場を買ったときの理由の一つです。そういう経緯を全部知らないか、調べなかったからですよ。

あと細かいことは何かあったかな、海津市と瑞穂市の違い。保育・教育行政はどうあるべき

か、理念をしっかりと勉強してほしい。普通の高齢者介護事業とは違うんです。障害者事業や障害児を対象とした放課後デイサービスですか、あれも随分できてきましたけど、そんな簡単なものじゃないんです。だって、何年もかかるんだもの。赤ちゃんから、今少なくとも15年見るんですよ。それを小学校区に保育所から上げたいというすごいいい理念じゃないですか、これ。子供を地域で育てたいという。ぷつつんと切りたくない。連携をとりながら、きちんと一貫した保育・教育方針でやりたいと言われたときは、計画をつくられたんですよね、今の教育長さんになってから。ずうっと私、その前から言ってきましたけど。何年も前から、ちゃんとした計画をつくってくれと言ったのは、簡単に民営化されそうになったからです。そうしたらつくってくれて、ほぼ私は認めました、内容は。多分全部かな。

そのもとにやっているということはどうして皆さんすぼっと抜けて、駐車場の金だ金だと言うんですか。もう一回言いますよ、そういうふうにした人には。丸々何億円もする保育所は建てられないというのも大きな市の財政を考えたときの理由だったでしょう。そういう説明は聞いていませんか。もし聞いていないとしたら、どうして調べなかったんですか。

細かいことはそれくらいですかね。ちょっとメモ書きをもとに言っているもんですから、済みません。

ということで、最初の総括、総論に戻ります。

財政は大きな大きな財政を考えて、しかも苦渋の選択で、これから3つ建て直すところは、公私連携型にしたんです。でも金を取ればいいじゃないかという人がいるかもしれませんが、これは理念です。簡単に民間事業者のようにしたくないという公私連携ですよ。

最後にまとめますが、なぜ前川さんの公立中学の授業に自民党の議員があんなに突っ込むのか。そして、それに対して、なぜあんなに非難が起こるのか、これは理念にかかわっていますよ。理念って目に見えないんですよ。お金は目に見えます。計算できます。理念は計算できません。理念が必要ですよ、私たち議員は。少なくとも今の議会の議員より、保育・教育行政に関しては執行部のほうが、執行部って2つあるわけですが、市長部局と教育委員会と。持っていますね。突っ込めばいいというものじゃないです。こういうことを言うと、くまがいさんは執行部寄りやで、ブログにまでお書きになる方がいますが、結構です、書いてください。

〔「議長、休憩。休憩をお願いします」の声あり〕

○16番（くまがいさちこ君） もうすぐ終わりますから、お待ちください。

〔「休憩」の声あり〕

○16番（くまがいさちこ君） 突っ込めばいいというものではありません。私がこういうことを言ったから執行部寄りやで、執行部にそんたくしているなんていうのは大間違いです。反対するときはいっぱい反対して、意見も申し上げます。このことに関しては、言わなくてもいいんだけど、わざわざ出てきて賛成しているんです。非常に議会の議論と質疑に矮小といいますね、

こういうのを。非常に小さい。矮小化した議論が余りに湧き上がってくるというのは、この議会だけじゃないですよ。国でも非常に危険だと思っているので、あえて賛成討論、余りうまく言えなかったような気がしますが、わかろうとしない人はわかっただけないというのはわかっていますけど、言わずにおれませんでした。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

最初に、先ほどの討論をお聞きしまして、一言だけ申し上げておいたほうがいいかなと思いますので、述べさせてもらいます。

この保育所を民営化するということで、財政の問題、市の負担というものが大きいということが言われておりますけれども、私も前は文教厚生委員会に所属をしております、そういった資料が出されてまいりました。それといいますのは、市が公立で引き続いてこれを運営していこうと思いますと、例えば建設費について言いますと、100%市の財政、持ち出しになると、こういう説明がありましたけれども、しかし、これは正確ではないということを申し上げておきたいというふうに思います。

後に、やはり交付税の負担という措置がありまして、決して100%ではないということは申し上げておきたいと。そういう点では、正確さが求められているのではないかなというふうに思います。

以下、反対の理由について申し上げておきたいというふうに思います。

今回は、この議案ですけれども、市の財産、市民の共有財産である土地を無償で貸与する目的ですね。公立の穂積保育所を廃止して民営化するものであります。この民営化も認定こども園に移行するということが予定されておるし、またそれが進められておるわけですけれども、私、ここには大変危惧される問題があるというふうに思います。

文教厚生委員会の報告の中で、公私連携法人に移行して心配はないかということに対して、執行部の側からは、教育委員会ですけれども、特に心配はないということが言われておりますけれども、決してそのようなことはないということを述べたいというふうに思います。

新しくつくられました子ども・子育て新支援制度のもとでは、この認定こども園といいますのは、保育所と父母との直接契約になります。私はこの直接契約はなぜだめかということで申し上げますと、例えば経済的に困窮した家庭では、場合によっては保育料が払えない場合がありますよね。その場合には、直接契約ですので、そういった子供たちが、つまり一番困難な家庭の子供が退所しなければならない。つまりなれ親しんだ保育所に通えなくなる、こういうことを制度として許しておるわけですよ。ですから、そのことをとってみましても、これは決

して子供のためにはならない、こどもの利益を守っていくことにはならない、こういうふう
に思われます。公立保育所では、そういった事態はあり得ないというふうに思いますので、まず
その点を申し上げたいというふうに思います。

次に、発達障害の子たちは今ふえておるというふうに思います。これをどうしていくのかと
いうことが大きな問題ですけれども、市では、これまで加配の保育士を配置されてきました。
ところが、今度認定こども園になるわけですけれども、この協定書の中では、このように述べ
ておるわけです。加配の保育士の配置については、積極的に配置をする。積極的に講じていく
というふうに述べられておりますけど、これは正確に読みますと、加配の保育士を配置しなけ
ればならないという協定書ではありません。かなり弾力的な協定書になっておるということを
言わなければならないというふうに思います。

したがって、今後そういった発達障害の子たちがこの認定こども園に入所できるかどう
かということは危惧されることになるわけですね。その点を申し上げておきたいというふう
に思います。

それから3つ目ですけれども、今度認定こども園になりますと、私立保育所の経営いかに
よっては、公立と同様の保育の質が果たして保証されるのかということ、先ほども述べてきまし
たけれども、危惧されるどころだというふうに思います。

また、無償で貸与する土地の価格のことでいいますと、約1億3,000万円と言われます。こ
れだけの土地を無償で貸与をするのであれば、これまでの市と同様な保育の質が果たして担保
されるのかと。そうでなければ、私はこれは本当に賛成できないと思うんですね。今述べてま
いりましたけれども、民営化して認定こども園になれば、そういった保育の質が低下する懸念
があるわけですので、私は賛成できないということを述べさせていただきまして、反対討論と
させていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方
は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第8号瑞穂市国民健康保険条例等の一部を改正する条例についての委員長報告

に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第9号瑞穂市督促手数料、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第10号瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第11号瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番 鳥居佳史です。

11ページの報告の中で、委員から、公私連携により保育所の名称がなくなるのなら、どこかの条文等に穂積保育所が公私連携により市が関与していることがわかるように明文化することはできないのかの答弁が下のほうにありますけれども、公私連携の保育法人の条例等については、他の市町を見ても例はないので、作成することは難しい。この他の市町を見ても例はないので作成することは難しいというのは、私は理由にはならないと。よそがやっていないから難しい、これは理由にはならない。もう少し、なぜ作成することが難しいのかを具体的に、しかじかこういう理由で難しいという答弁があったのかどうか、お聞きします。

○議長（藤橋礼治君） 文教厚生委員長 若井千尋君。

○文教厚生委員長（若井千尋君） 10番 若井でございます。

ただいま鳥居議員の御質問にお答えをいたします。

御意見いただいたというふうに思いますけど、当委員会では、他市町の状況ということで答弁どおり解釈をいたしまして、それ以上のことは議論はなされておられません。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 要望ですけれども、こういう理由ですね。他市町村がやっていないからというのは理由にならないということを一言申し上げて、終わらせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

議案第11号瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について質疑いたします。

11ページの真ん中辺に書いてありますけれども、また公私連携になるに当たって、今現在危惧される点はあるのかとの質疑に対し、今は特にないが、年がたつにつれて意識が薄れる可能性があるもので、毎年確認できるようにと言っていますけれども、この公私連携保育所に当たって、対象の地域でいろいろ説明等もされておるとお思いますね、保育園に通っている保護者に対して。そういった話があったと思うんですけれども、何もないようなことを言っていますが、委員会の中でどのようにお話がされていたのか、お聞きします。

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○文教厚生委員長（若井千尋君） 10番 若井でございます。

ただいま松野藤四郎議員の御質問でございますけれども、行政が公私連携に当たって危惧していることはないのかということの質疑に対して、これは先ほども読み上げさせていただきましたけれども、公私ですから、先ほどのくまがい議員の話ではないですけれども、全く民間にということではなくて、公の立場として、この後にも書いてありますけれども、公私連携型保育所に毎月1回の所長会への参加、年3回の保育研究会や公開保育も含む市が主催する研修会等への参加もお願いする旨が協定書の中に含まれているので、危惧はないと考えておることが執行部の説明でございました。

ですから、これら保育条例の一部を改正することでございますけれども、全く丸投げということではなくて、市がしっかり管理をしているということに対して、この協定書の中でこういうことがうたってあるから危惧はしていないというふうに説明がございましたし、また地域の方に対してもその説明があったかどうかということでもございましたけれども、このことに対しては、多分委員会では細かくは議論はされていないように記憶しております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） たしか地域でお話し会があったときに、これは民間ということなんです。公の施設がなくなるということですよ。ですから、本当に保育事業が健全にできていくのか、あるいは運営が安定的にできていくのか、これが保護者は大変心配しておるわけですね。また、公でやってきた保育士さんの質が、民間になると、そこら辺も危惧しておるわけですね。そういった話があったんではないかというふうに思うわけですね。今何も特にあらんということを行っていますので、そういったことが委員会の中で出なかったですかね。

○議長（藤橋礼治君） 文教厚生委員長 若井千尋君。

○文教厚生委員長（若井千尋君） 10番 若井でございます。

松野議員の御質問にお答えをしますが、ただ、民間に委託するから質が落ちるといった大前提の議論ではないことをごさいますして、これは冒頭にもる先ほどの話もありましたけれども、やっぱり公私連携ということに関しては、公の立場で民間と一緒にしっかり信頼関係を持ってやっていくということが私は大前提だというふうに思っております。そういう意味では、公私連携が全てが何か教育の現場において質が落ちるような、それがベースになるような議論をしておりませんので、やはり執行部の説明で私は委員会の中で、地域の説明であったりとか、そういうことに関しては、委員の皆様も質問がありましたのは事実でございますし、そういった地域での説明とか、また信頼というか、瑞穂市が公私連携をやっていく上においては御理解をいただけるということで大前提で話を進めておったように記憶しておりますので、くどいですが、十分御質問の意味を酌んでおらないかもしれませんけど、公私連携の方向に行くと質が落ちるといような考え方は委員会では持っていなかったように記憶しております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） なぜお尋ねしたかといいますと、最近認定保育園が経営難で廃止をしたというニュースが入ってきたわけですが、そういったときに本当に保護者というのは心配ですわね。あすから子供をどこの保育所へ入れたらいいかと。そういうことが心配ですから、私はあえて委員会の中でそういう話があったかなということをお尋ねしたわけでございます。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

反対討論を行わせていただきたいというふうに思います。

子供の権利条約でございますが、これは子供の発達を可能な範囲で最大限に保障すると、このように子供の権利を認めているわけですけれども、このような子供の発達の権利というものが、公立保育所を廃止して民営化することで果たして守られていくのかどうか。私は先ほどの討論の中でも申し上げましたけれども、これがこれまでの公立保育所と同様に子供の発達の権利というものが守られていくことにはならない、またその危惧が生じてくるというふうに思うわけです。

したがって、今回この議案といいますのは、瑞穂市の市立保育所、穂積保育所を廃止するというものでありますから、これは決して賛成ができない。このことは明白ではないかなと私は思いますので、反対討論とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第17号平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

反対討論を行わせていただきます。

基金でございますけれども、当初予算では、この基金の積み立ては722万4,000円になっておりました。これが補正が繰り返されてきておるわけですが、今回8,323万円を積み増ししております。そして、合計で1億9,785万円になるわけですが、一般質問の中でも明らかになりましたけれども、今年度の決算では、ことしだけでも1億円の積み増しになると、こういう見込みであるということが言われております。この1億円というものは、加入者1人当たり一体どれぐらいになるのかというふうに計算しますと、加入者1万1,000人としますと、年間約9,000円というふうになります。この年間9,000円といいますのは、加入者の方が納めた保険税であります。つまり何が言いたいかといいますと、年間を通じて保険税を取り過ぎたということになるのではないかなというふうに思うんですね。私、そういう点で、この保険税を取り過ぎた結果、ことしの年間見込みでも1億円が積み増しされると、こういった認識がないのではないかなというふうに思うわけです。そもそもこの1億円が積み立てられるのは、その大半は苦勞して納めた加入者の保険税でありますので、私はこれを引き下げると、こういうふうに使わなきゃならんということを申し上げまして、反対の理由とさせていただきます。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第18号平成29年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第19号平成29年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第24号平成30年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

議案第24号について反対討論を行わせていただきたいというふうに思います。

30年度、国保の都道府県化に当たって、国保税の急激な値上げを抑えるように、国は県に対して求めております。この瑞穂市でも激変緩和の措置として、基金5,000万円が繰り入れられるということになっております。しかしながら、一方で、この激変緩和はずうっと続くわけはありません。平成35年までとされておりますので、このままいきますと、6年後には保険税が大幅な値上げになってしまうのではないかとということが懸念をされるところであります。

また、今回は税率の改正が行われておりまして、6年かけて資産割の税率がゼロになる。つまり税の算定方式というものを3方式にするというふうに移行していくわけでありまして。こうしたもとの、資産のない世帯、こういった方々といいますのは、所得割の増税分だけが増税になって、資産のない世帯は全て増税となってしまいます。したがって、このような増税こそ基金を崩して値上げを抑えていく。このことがむしろ必要ではないかと。減税にするような措置が私は必要だというふうに思うわけです。また、子育て世帯に負担が重いということがいわれるところで言われております。子供に係る均等割を減免に踏み出すと、こういう自治体も生まれているわけでありまして、全国知事会も御承知のとおりであります。子育て支援の観点から、子供に係る均等割の減免を国に要望しておられます。この瑞穂市でも、例えば少なくとも第3子以降について、均等割1人2万7,500円、これを全額免除にすることは決して無理なことではない。こういうことだと私は思うわけです。ですから、本当に子育て、瑞穂市が若者のまちだと。この子たちの子供を、子育てを一生懸命支えたと、こういうことであれば、こういったことが行われても私はしかるべきではないかなというふうに思います。

以上が反対の理由でございます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第25号平成30年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

今回、市長から行政報告がありましたように、平成30年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が2月7日に開催をされています。棚橋市長も瑞穂市の議員として出席をされております。この議会には、提出された議案は7件でございましたけれども、私は改めて申し上げたいというふうに思いますのは、この7件の議案、いずれも質疑の通告、あるいは討論の通告もなく採択をされております。このような質疑も討論も行われなないということで、果たして議会として成り立つのかというふうに思うわけです。

また、後期高齢者に関する条例の一部の改正、この条例の制定について提案をされております。

30年度の保険料が提案されているわけでありましてけれども、これは29年度末に生じると予想される余剰金、これは余剰金でお金があるということですわね。余剰金を活用して、1人当たりの保険料を1%の微増に抑えるということが議会で報告をされております。しかし、後期高齢者医療制度が発足してことしで丸10年になりますけれども、この保険料の値上げ傾向というのは変わりありません。ですから、この広域連合議会の中でこのようなことがきちんと質疑や、また討論がされてしかるべきではないでしょうか。

議案第25号の議案でございますが、そうした広域連合議会の審議によって、この瑞穂市の特別会計の提案がなされております。これでは賛成することはできないということは明白だというふうに思いますので、反対討論とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第26号平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

議案第26号平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算について質疑をいたします。

委員長報告によりますと、本案については報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されましたということでございますけれども、お聞きしたいんですけれども、学校給食は、給食費の負担金をお子さんからいただいて、それで運営をしておるわけですね。28年度の決算状況を見ますと、八百何万の繰越金があるということですね。29年度も補正で過年度未収金が七百何万来ましたと言っていますね。平成30年度の当初予算が3億600万円、これは29年度と同じ数字が並んでいますね。何を言いたいかといいますと、これだけ繰越金が出てくる中で、同じような数字で予算を出してくるわけですね。じゃあそこら辺の中で、1食当たりの給食は幾らでやっておるのか。これは年度当初にはじいておると思うんですけれども、200円でやっておるのか、230円でやっておるのか。それから何食やというふうでやっておると思うんですけれども、今までの決算状況を見ると、どんどん繰越金が出てきますね。そこら辺を勘案していないような感じをするんですけれども、委員会の中で何も報告すべき質疑、討論はないと言っていますけれども、本当に何も話はなかったんでしょうかね。

○議長（藤橋礼治君） 文教厚生委員長 若井千尋君。

○文教厚生委員長（若井千尋君） 10番 若井でございます。

ただいま松野藤四郎議員の御質問にお答えをいたしますが、委員会においては議論はなされておられません。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） それは文教厚生委員の皆さんのお考えですので何とも言えませんが、我々もときたまいろんな委員会の中へ傍聴に行っていて聞いているんですけども、ほとんど文書を要約してやってあるものですから、何も無いと言っているんですけども、私はそういうお話というのはあると思うんですよ。何もなかったということで再度確認しますが、よろしいですか。

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○文教厚生委員長（若井千尋君） 10番 若井でございます。

委員会で協議をされておられれば委員長報告させていただきますが、されておられないということで御報告させていただきます。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

反対討論をさせていただきたいと思います。

学校給食費は、小学校で1人4,020円、中学校では1人4,740円、これが子供が小学校1人、中学校1人という家庭でありますと、2人で月々8,760円にもなります。私は、この経済的負担は決して軽くはない、重いものではないかというふうに思います。

この学校給食費を払っていない家庭がどれほどあるのか、また払えない家庭の所得収入はどのような状況なのか、そのことを総括質疑の中でお尋ねしましたが、まだ答えていただいております。したがって、議会の最終日までにはぜひ報告をいただきたいというふうに思います。

私は、このような滞納状況を見るとしますと、現在、学校給食費を払っていない所得収入の方が多いのは、生活保護、あるいは就学援助が受けられる、それよりも少し上の所得収入の方が多いのではないかというふうに思います。

したがって、就学援助の収入認定の基準は、住民税所得割非課税でありますけれども、この基準を引き上げることが必要ではないかというふうに思います。また、給食費が重い負担となるその一つの要因は、とりわけ多子世帯の中では深刻だというふうに思います。他市でも

実施されておりますけれども、多子世帯の援助、少なくとも第3子以降の給食費は免除になるような子育て支援が必要だというふうに思います。

私、あえてここで申し上げたいなというふうに思いますのは、うちの親は給食費を払えていないと、そういう子供たちがどんな思いで毎日給食を食べておるのかと、そういうことにぜひ思いを寄せていただきたいというふうに思います。学校給食費への経済的支援がもっと必要ではないかということ述べて、反対討論とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後0時39分

再開 午後2時10分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第29 議案第6号から日程第33 議案第23号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第29、議案第6号瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例についてから日程第33、議案第23号平成30年度瑞穂市一般会計予算までを一括議題といたします。

これらについては、総務委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務委員長 くまがいさちこ君。

○総務委員長（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

ただいま一括議題となりました5議案につきまして、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

総務委員会は、3月12日の午前9時半から穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部からは市長、副市長、政策企画監、会計管理者及び所管の部課長、また一般会計予算の説明のため、当委員会所管以外の教育長、各部長、教育次長にも出席を求め、

議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案順に要点を絞って報告します。

まず議案第16号平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）を審査しました。

本案について、他の常任委員会でそれぞれの所管部分について協議された結果、意見の報告はありませんでした。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、繰越明許費補正の公私連携型穂積保育所整備事業の内訳はとの質疑に対し、工事費3,344万3,000円、設計監理費108万であるとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号平成30年度瑞穂市一般会計予算を審査しました。

本案についても、他の常任委員会でそれぞれの所管部分について協議された結果、意見の報告はありませんでした。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、コミュニティセンター事業費が増額した理由はとの質疑に対し、増額した理由には、牛牧北部防災コミュニティセンター、本田コミュニティセンターで特殊建築物調査業務が行われるためである。また、平成30年度では、ふれあい公共公社の事業について全て見直したため、指定管理料が増額したとの答弁がありました。

この答弁を受け、コミュニティセンター事業について、将来入札制度を取り入れるのかとの質疑に対し、指定管理者制度の契約方法について、競争入札ができるよう平成29年度に仕様書の見直しをした。今後どのようにしていくのか検討していきたいとの答弁がありました。

また、下水道事業特別会計繰出金（瑞穂処理区）の内容はとの質疑に対し、平成29年度では、下水道事業が進まず減額した。新年度に事業が進めばすぐに国に申請できるよう一般財源から繰り出したとの答弁がありました。

この答弁を受け、市の決意はとの質疑に対し、なかなか進んでいないが、担当部局としては下水道を進めていきたい。地元の方と頻繁に交流し、話し合っ進めていきたいといった答弁がありました。

また、瑞穂市社会福祉協議会運営事業補助金について、年々増加している理由はとの質疑に対し、新たに2人雇用することや、社会福祉協議会の職員は資格を持っていたり、前職のある者もいて、それらの加算がされていなかったため、待遇改善を行うため予算計上をしたとの答弁がありました。

また、消防ポンプ車小型動力ポンプ更新事業について、どの部分を更新するのかとの質疑に対し、小型動力ポンプ車について、車体ではなく、ポンプ本体を更新予定であるとの答弁がありました。

この答弁を受け、何年周期をめぐりに更新していくのかとの質疑に対し、特に定めていないが、

順次更新していく必要があるとの答弁がありました。

また、自主運行バスについて、来年度から買い物支援として、スーパー等の停留所をふやしたが、スーパーから援助金をお願いすることはあるかとの質疑に対し、これから検討していく時期ではあるとの答弁がありました。

また、中山道整備事業として、小簾紅園休憩所にディスプレイ設置があるが、この点について、和宮遺跡保存会の方と話し合っって設置を決めたのかとの質疑に対し、今年度、和宮遺跡保存会の方と相談し、その設置場所や休憩所の開館方法について協議したとの答弁がありました。

また、保育所遊具新設工事について、来年度どこの保育所で新設されるのかとの質疑に対し、本田第2保育所、別府保育所、西保育教育センターを予定しているとの答弁がありました。

また、穂積保育所既設園舎解体工事及び監理業務は市の負担になると思うが、これ以外で市が負担することはあるかとの質疑に対し、これ以上に負担することはないとの答弁がありました。

また、組織改革でどのようになるかとの質疑に対し、平成30年4月から、企画部と総務部を中心に組織改革を行う。主な変更点について、企画部は、第2次総合計画を進めるため、企画部門を強化し、総務部は、事務部門を集中させ、事務を効率的に行うため組織改編を行った。また、部の名前については、福祉部から健康福祉部にし、健康について推進している部門を市民にわかりやすいように変更した。また、商工農政観光課については、観光を加え、観光についても進めるが、企業誘致を進めるという観点からも体制を整えていきたいとの答弁がありました。

また、保育所の職員等給与費が減額した理由はとの質疑に対し、平成30年度より積算方法を一部変更した。今までは育児休業者等を含めて積算し、予算が膨らんでいた。平成30年度から育児休業者等の人数を減らして積算をしたためであるとの答弁がありました。

また、債務負担行為の平成31年度保育士派遣事業についての内容はとの質疑に対し、平成31年度の派遣保育士を実質確保するために、平成30年度に債務負担行為を設定しているとの答弁がありました。

また、財産管理費の工事請負費の内訳はとの質疑に対し、庁舎・総合センター周辺の駐車場整備事業や駅南公民館の解体工事などで計上しているとの答弁がありました。

また、国際交流費について、瑞穂市ではどのような内容で支出されているかとの質疑に対し、オレゴン州のホームステイの関係や日本語サポーターズへの支出等があるとの答弁がありました。

また、高齢者タクシー助成事業では何人分を想定しているかとの質疑に対し、125人分を想定しているとの答弁がありました。

また、保育士派遣委託料について、1時間当たりの単価の計算はとの質疑に対し、当初予算

の単価は1,550円であるとの答弁がありました。

また、コミュニティ・プラント費が前年度より増額した要因はとの質疑に対し、OSの変更に伴う下水道台帳システムの再構築に係る費用やGISサーバーの更新等が要因であるとの答弁がありました。

また、浄化槽設置整備補助金について、来年度、何基を見込んでいるか。また、今年度は何基だったのかとの質疑に対し、今年度は222基で、来年度は259基を見込んでいるとの答弁がありました。

また、事業の見直しについて、事業仕分けを取り入れてみてはとの質疑に対し、スクラップ・アンド・ビルドは難しいが、行政としては甘えのある構図がないように断ち切れるものは断ち切りたいとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例について、議案第7号瑞穂市職員の給与に関する条例及び瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第15号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

これらについては、いずれも報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で総務委員会の委員長報告を終わります。平成30年3月20日、総務委員会委員長 くまがいさちこ。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第6号瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第7号瑞穂市職員の給与に関する条例及び瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第15号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第16号平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、議案第16号平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）について質疑をいたします。

これは繰越明許費の関係でございます。公私連携型穂積保育所整備事業として、工事費3,344万3,000円、設計監理費108万ということでございます。これについては、先般、M会社に落札をしております。私がお尋ねしたいのは、今議会にも議案第3号が出ておりますけれども、これが可決して、初めて協定書ができて、それに基づいて事業者と契約しながら県へ書類を提出するというのが順序でございます。まだ今議会中にこういった工事の契約というのはちょっと不思議ではないかなというふうに思います。この議案第3号が否決した場合に、こういった事業が進んでいかないということですので、あくまでも繰越明許費に上げてくるのが不自然ではないかと思っておりますので、そういったお話が委員会の中であったか、お尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 くまがいさちこ君。

○総務委員長（くまがいさちこ君） 今委員会ではありませんでした、ほかのところでは聞いていますが、よろしいですか、ちょっと聞いていなかったけど。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 委員会ではそういった話がなかったというふうなお話ですが、今の保育所仮設工事をやっているんじゃないですか、今。ちょっと確認します。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 くまがいさちこ君。

○総務委員長（くまがいさちこ君） やっていますね。でも、そういう話は委員会では出ておりません。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今の委員長の答弁ですと、もう仮設園舎の工事をしているというこ

とですね。ということは、この事業は、議案第3号が可決されて初めて事業が進んでいくというふう思うわけですね。委員会の中でそういった話が出ていないということは非常に残念だと思います。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決いたします。

本案に対する委員長長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第23号平成30年度瑞穂市一般会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 議席番号8番 森治久でございます。

議案第23号平成30年度瑞穂市一般会計予算について質問をさせていただきます。

この一般会計予算の中には、市長が強く推し進められます第2次総合計画にうたわれる基本目標1から5までございます。また、その他にも主要事業が明記されておりますが、常々市長が市議時代にもおっしゃってみえた転落防止柵ですね。これは市長が市議時代から今現在も新しい住民さんが多く転入していただける。その転入していただける方は、皆さんが子育て真っ最中の若年層の方で、皆さんのお子様は1歳児、2歳児、3歳児、4歳児、5歳児と低年齢のお子さんをお持ちの方が多くお住まいいただいております。そんな中で、そのような基本目標1に当たります安全で安心して暮らせるまちづくりのためには、市議時代から市長が申された事業は大切な事業であると私は考えますが、そのようなことについての委員会での質疑、また執行部、市長に対しての御提言、また質問等はございませんでしたでしょうか、お伺いをさせ

ていただきます。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 くまがいさちこ君。

○総務委員長（くまがいさちこ君） ありませんでした。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

反対討論を行わせていただきます。

今年度の予算案で市民の皆さんの要求が実現し、前進をしたというところが幾つかございます。具体的な例を幾つか申し上げていきたいと思っておりますけれども、今年度の予算案で就学援助事業において、入学準備金の支給が新たに設けられました。小学校は4万600円、中学校は4万7,400円、小学校と中学校の入学前にこれらが支給されます。就学援助は、小・中学校の子供のいる家庭で経済的困難があるとき、学校にかかる費用を市町村が支給する制度でございます。今後はどのような収入であれば対象になるのか、わかりやすく具体的な収入額も明示して周知していくことや、経済的困難な世帯に援助が行き届くよう収入の認定基準の見直しも必要になってくるのではないかというふうに思います。

2つ目でございますが、みずほバスがこの4月から1路線を増便されて4路線に再編をされます。これは市民の皆さんからのアンケートに寄せられた声をもとに、名古屋などの通勤や通学にみずほバスが活用されるよう改善が図られたものであります。

また、ひとり親家庭の貧困実態調査が実施をされ、またその中間報告がされております。県内の子供の貧困は13.9%、7人に1人の子供が経済的に困難な生活を強いられております。今年度の予算で、ひとり親家庭への学習支援として300万円が予算化されています。県においては、貧困の実態調査が来年度に実施をされ、また子供の貧困が多岐にわたり所管する課の連携が必要なことから、関係する部や課で構成する子供の貧困対策会議が立ち上げられて取り組みが強化されようとしております。瑞穂市でも、ひとり親家庭だけではなく、こうした県の取り組みを踏まえ、子供の貧困対策を一層進めていくことが必要になっているというふうに思います。

また、子供の権利条約を制定する事業が予算案に計上されております。予算額は少額であり

ますけれども、これはぜひ今後も注目していきたいというふうに思います。

こうした市民の皆さんの要求が前進をした面、私としてはこの予算案に反対する理由を以下述べてみたいというふうに思います。

まず1つでございますけれども、平和推進事業についてでございます。次代を担う若い世代に核兵器の恐ろしさ、戦争の悲惨さを伝え、平和のとうとさを主体的に学び考える、このような目的で、広島・長崎の被爆地へ交互に中学生を派遣してきたこと、ピースメッセンジャーでございますけれども、これが今年度から中止をされてしまいました。その理由は、派遣できる人数が限られており、効果は限定的だという理由でございました。しかしながら、昨年7月に国連で歴史上初めての核兵器禁止条約が制定をされました。市民レベルの草の根の運動、その力が大きな役割を發揮したと、こういうことでノーベル平和賞「I C A N」が受賞したことは皆さんも御承知のとおりだというふうに思います。平成22年、瑞穂市は非核平和都市宣言を制定しております。近隣の市町よりもいち早くこうした宣言を行い、そのことが他の市町の広がりをつくっていく上でも大きな力になったのではないのでしょうか。また、ピースメッセンジャーの事業は、核兵器禁止条約が採択されるというその一つの大きな力となり、社会の進歩に貢献する大いなる役割を果たしてきてのではないのでしょうか。

瑞穂市では、被爆地への中学生の派遣をやめる一方で、近隣市町では、例えば本巢市では、今後はこの被爆地への訪問を中学生全員を対象にして行うということが行われております。また北方町では、中学生の修学旅行で被爆地へ行くということになっておるわけでございます。こんな中で、被爆地への中学生の派遣をやめたことは、非核平和都市宣言を制定した瑞穂市として、社会の大きな進歩の流れ、これに逆行するというふうに私は思うわけでございます。

2つ目の理由でございますけれども、これはこれまでも議論されてきました瑞穂市立穂積保育所の廃止並びに民営化でございます。簡潔に申し上げます。子供の権利条約は、子供の発達の権利を最大限、可能な限り保障しております。しかしながら、このような穂積保育所の廃止によって、子供たちの権利、利益が損なわれる、こういうことが私、具体的に指摘をさせていただきましたけれども、こうした中で、なぜ公立保育所が廃止されるのか。この点では、子供たちの発達を保障していく、子供の権利を守っていくことにはならないということを重ねて申し上げておきたいというふうに思います。

また、市の共有財産の土地が1億3,000万円とかも言われております。こうした市民の共有、貴重な財産である約1億3,000万円の土地を無償で貸与しながら、一方で子供の発達の権利が損なわれる危惧があるとすれば、これは賛成するわけにはいかないということを申し上げておきたいというふうに思います。

そして3つ目でございます。みずほバスは先ほど申し上げましたように、一定の前進があるというふうに思います。しかしながら、高齢者の買い物、あるいは医療機関への通院、公共施

設への高齢者の外出、これらを考えた場合には、これはまだほど遠い現状にあるのではないかと
と言わなくてはならないというふうに思います。今後、みずほバスの一層の改善とあわせて、
高齢者のタクシー助成制度を抜本的に見直していくことが必要だというふうに思います。運転
免許を返上した人は、所得制限を設けなくて全員を対象にするなど、こういった検討が必要で
はないでしょうか。

反対の理由の4つ目でございます。農業の振興対策でございます。これもこれまで議会の中
で申し上げてきましたけれども、予算案に出されております瑞穂市の農業振興策、機構集積金
交付事業、また元気な農業産地構造改革支援事業、これはいずれも担い手の農地の集約化、あ
るいは営農法人への機械、施設導入への支援というものでございます。私は、こうした国や県
の農業施策の後追い、こういうことだけでは今の深刻な農業は解決できないということをし
上げたいというふうに思います。

繰り返し申し上げますけれども、家族経営で頑張っておられる農家の方や、また柿生産者、
こうした方への支援を抜本的に予算等もふやす、このことが必要ではないかというふうに思
います。私は、この予算案が今後このように問題点を指摘させていただきましたけれども、あ
えて最後に申し上げたいというふうに思います。

瑞穂市は若者のまちと言われております。そうであるならば、安心して子育てができるよう、
瑞穂市が何よりもそういったことを大切にしなければならないのではないのでしょうか。

一方で、高齢者の誰もがいつでも住み続けられるまちにしていくことが、これは今急がれる
ところであります。また、瑞穂市は地域資源が乏しいと言われる瑞穂市でありますけれども、
しかしながら、自然の豊かさはまだ残っております。全国に誇れるような富有柿の生産農家の
担い手不足など深刻な中で、元気に頑張っておられるこうした農家の方や、あるいは小規模企
業の皆さんがもっと元気になれるように、この人たちに光を当てていくことが必要だとい
うことを最後にお伝えさせてもらいまして、反対の討論とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 議席番号1番、瑞清クラブの松野貴志です。

議案第23号平成30年度瑞穂市一般会計予算の賛成討論を行います。

30年度は176億と大型予算を組んでおります。そのどれもが今後都市計画マスタープランと
して駅前開発等、また福祉に対しても必要な予算であり、今回の大型予算につきましては賛成
するものといいたします。

以上、賛成討論を終わります。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 議席番号8番 森治久でございます。

先ほども委員長報告に対して質問をさせていただいたところでございますが、私は、今、松野議員、前年度、29年度は167億、今年度176億ということで9億多い予算である。今まで瑞穂市が合併して最大の当初予算ということでございます。そんな中で、やはり先ほども委員長に御質問させていただきましたが、市長が3年たちました。4年目の最終年度であるにもかかわらず、市議時代から政治に強い志を持って、この瑞穂市をよくしたいということで、市議時代に、当時の堀市長に、やはり地域の声として転落防止柵の設置を強く要望された市長におかれましても、今年度当初予算において、転落防止柵、安全で安心して暮らせるまち、基本目標1に当たります事業予算化にないというようなことでございます。これについては、やはり私は、全路線を一度に整備することは難しいことであるとは思いますが、少なくとも優先順位を立てられる中で、新年度予算の冒頭に2,000万、3,000万ほどの予算を立てられてもよかったのではないかということをひとつ思い、この予算には反対というようなことで述べさせていただきます。

また、2つ目には、基本目標4の夢あふれ希望に満ちたまちにおいては、穂積中学校テニスコート整備事業がやっと新年度予算化されて事業が進み、その後には、穂積中学校の生徒、また保護者、また学校の先生方も含めて、懸案事項でありましたグラウンドが拡張されるということでございますが、2億8,343万8,000円の予算をつけられておりますが、今回の一般質問でも教育委員会から御答弁ありましたが、クレイコートによる5面のテニスコートの整備ということでございます。やはり今時代のニーズは、クレイコートではなく、オムニコートである。またそれが広く中学生の活用はもちろんのことでございますが、今後ますます高齢化が高まる中で、テニスというスポーツを通じて、市民の皆さんが健康増進に努められるためにも、オムニコートの整備を当初から私はするべきであるというようなことで、これに対しても反対をさせていただきます。

もう一点、反対がございまして。この予算で、やはりしっかりと予算づけがされていないのが自治振興費でございます。やはりこれも自治会活動がコミュニケーションのまずは基点であるというお考えのもと、今行政は校区の活動の充実というものに力を入れられているにもかかわらず、自治会の補助率が今現在3分の1でございますが、要綱を見直すこともなく、新年度予算で自治振興費が大きく予算化されることもなく、一般会計予算が御提示されておられますことを、本当に時代ニーズ、また行政が目指す助け合い、支え合いの地域共生社会づくりにふさわしい予算ではないというようなことで、この3点を大きく上げさせていただく中で反対討論とさせていただきます。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第34 請願第2号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第34、請願第2号瑞穂市職員の公正な職務の執行の確保に関する請願についてを議題といたします。

これについては、総務委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務委員長 くまがいさちこ君。

○総務委員長（くまがいさちこ君） ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、平成29年第4回定例会において総務委員会に付託され、継続審査となっておりました請願第2号瑞穂市職員の公正な職務の執行の確保に関する請願について、総務委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

総務委員会は、平成29年12月14日、平成30年1月19日、2月14日及び3月12日の4回にわたり、穂積庁舎議員会議室で審査を行いました。

12月14日の総務委員会では、6名全員の委員が出席し、この請願の紹介議員である松野藤四郎議員と、執行部から、市長、副市長、政策企画監、所管の部課長の出席を求めました。また、生津校区に民間保育所を設置したい旨の事前協議書の受取拒否の経緯の説明を求めるため、教育長、教育次長にも出席を求め、審査を行いました。

まず請願の紹介議員から趣旨説明を受けました。

その後、紹介議員に対する質疑に入り、教育委員会から事前協議書を受け取らなかった理由は聞いていないかとの質疑に対し、何も聞いていないとの答弁がありました。

また、瑞穂市が拒否する根拠法令等について、請願者から具体的な内容を聞いているかとの質疑に対し、事例の条例が当市にあるかについては確認していない。ことし、平成29年3月に岐阜市が条例制定されたので、これを参考にしてほしいと思い、今回の請願に至ったとの答弁がありました。

また、生津校区については、市長提案で校区ごとにつくる話を聞いている中、議会でも財源や施策について確認していない段階で、民間会社の書類を受け取ることについて何も疑問はなかったかとの質疑に対し、当市も私立保育所が参入し、今回の経営者に対して、別に断る必要がないということで私は賛同し、提出したとの答弁がありました。

その後、執行部から、事前協議の経緯及び岐阜市の条例と当市が制定済みの条例等に関する状況を確認しました。

質疑に入り、私立保育所に関しては、現状で受け付ける気はないのかとの質疑に対し、瑞穂市の保育所整備計画では、公私連携型で進めたいので御遠慮願いたいとの答弁がありました。

また、当市の条例で、提言、要望に対する行政の対応に関する記述はあるかとの質疑に対し、条例は提言、要望について触れていないが、瑞穂市文書規程第7条の往復文書の中に、願、協議及び建議があり、要望も含んでいると考えるとの答弁がありました。

12月14日の総務委員会では、岐阜市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例が規定する内容や、当市の関係条例等の整備状況を審査する必要があるため、継続審査としました。

1月19日の総務委員会では、6名全員の委員が出席し、執行部から、市長、副市長、政策企画監、所管の部課長の出席を求め、審査を行いました。

執行部から、岐阜市議会の平成29年第1回定例会一般質問の会議録が配付され、岐阜市職員の公正な職務の確保に関する条例を制定するに至った経緯等を確認しました。

その後、質疑に入り、岐阜市では、岐阜市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則があるが、当市でも必要ではとの質疑に対し、瑞穂市文書規程や瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例に基づいて対応していくとの答弁がありました。

また、この場では事前協議があったかないかを議論するのではないと思う。請願者の方は、岐阜市のような公正な職務の執行における条例を定めてほしいという要望を出しているという理解でいいのではとの意見がありました。

また、岐阜市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例には、提言や要望に関することが網羅されているが、瑞穂市では網羅されているのか、岐阜市のように要望、提言に関する条項を加えるかどうかには主眼を置くべきではとの意見がありました。

1月19日の総務委員会では、引き続き審査することになりました。

2月14日の総務委員会では、委員5人が出席し、執行部から、市長、副市長、政策企画監、所管の部課長の出席を求め、議会基本条例第11条第2項に基づいて自由討論を行いました。

自由討論の意見では、今回の要望に該当するものが整っているため、現状の条例で満たしている。要望や提言に対する対応はきちんとすればいい。しっかり記録を残すべきといった意見がありました。

自由討論が終わり、採決の結果、請願第2号は賛成者全員で、意見を付して不採択と決定し

ました。

3月12日の総務委員会では、6名全員の委員が出席し、執行部から、市長、副市長、政策企画監、所管の部課長の出席を求め、委員会として付する意見を全会一致で可決した後、議長に提出しました。

委員会の意見を朗読させていただきます。

請願者が参考とされた岐阜市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例で規定する内容は、既に瑞穂市が制定している瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例、瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例施行規則及び瑞穂市文書規程でおおむね規定されており、改めて瑞穂市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例を整備する必要はない。ただし、執行機関に対して、提言、要望に関する処理、経過等の記録を残されるよう意見を付する。

以上で総務委員会の委員長報告を終わります。平成30年3月20日、総務委員会委員長 くまがいさちこ。

○議長（藤橋礼治君） これより請願第2号瑞穂市職員の公正な職務の執行の確保に関する請願についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、請願第2号瑞穂市職員の公正な職務の執行の確保に関する請願について質疑をしたいと思っております。

この件につきましては、平成29年11月30日に紹介議員として私が提出をしております。これは委員会の意見ということで書いてありますけれども、瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例、瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例施行規則及び瑞穂市文書規程でおおむね規定されているということで結局不採択になっておるわけですけれども、私は、いろんな方がおるわけですけど、瑞穂市民が市に対して要望とか提言、依頼、いろんなことがあるわけですけれども、そういったときに、やはり行政としては、それをきちんと受け付けをして、そして返事をするというルールをつくってほしいということでこの請願を出しているんですけども、市の条例があるという話ですけれども、どこを見てもそういった細かいことは書いてありませんが、そういったことはどこに載っているのでしょうか、まず聞きます。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 くまがいさちこ君。

○総務委員長（くまがいさちこ君） 2ページ中段で、また当市の条例で提言、要望に対する行政の対応に関する記述はあるかとの質疑に対し、条例は提言、要望に触れていないが、瑞穂市文書規程第7条の往復文書の中に、願、協議及び建議があり、要望も含んでいると考えるとの

答弁がありましたという内容で説明されました。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今の説明ですと、2ページの文書規程の中で言っておるわけですね。要望も含んでいるということですが、これについての庁内での議論の結果の報告なのか、提言者にはおろしているんですかね。返答を出しているんですか。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 くまがいさちこ君。

○総務委員長（くまがいさちこ君） 済みません、庁内での、ちょっとその後がよくわかりませんでした。済みません、もう一回お願いします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 2ページの文書規程の第7条で言っておるんですね。文書の中に、願、協議及び建議があり、要望を含んでいると考えているという答弁ですが、その結果、庁内でいろいろ討論して、結果を申請者というのか、要望者に出しているかと、回答をしっかりと。そこを確認します。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 くまがいさちこ君。

○総務委員長（くまがいさちこ君） 今、松野藤四郎議員から質疑があった内容ですね。それがよくわかるように意見を付したんです、ただしの後に。基本的にそれは条例の中にあるけれど、相手というか、出した人に返したときにわからないといけないわけですから、執行機関に対して、提言、要望に関する処理経過等の記録を残してきちんと説明できなければいけないというのを話し合いの結果つけました。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 条例とか文書規程とか、いろいろあるわけですが、ここで言っておるのは、文書規程の7条を適用してお話をされているんですが、それであるならば、なぜ事前協議書を受け付けなかったか、そして、回答しなかったのか、これに含んでいるならね。該当するんだったら。そこら辺の話はどうでしたかね。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 くまがいさちこ君。

○総務委員長（くまがいさちこ君） 2点申し上げます。1点は、今質疑のあったようなことに入りかけたときに、請願のそれはきっかけにすぎないと。請願者が請願を出されたきっかけにすぎないと、その協議書を受け取らなかったというのは。それがどうなのかというのに入ったときに、請願の趣旨は、そういうことではないとどこかに書いてあったはずですが。

3ページの4行目です。2ページの終わりから3ページの4行目からはっきり書いています

ね。そういうことに入りかけたときに、この場では事前協議があったかないかを議論するのではないと、このやりとりについて。請願者の方は、岐阜市のような公正な職務の執行における条例を定めてほしいということであるから、条例制定をすべきかどうかの議論でよいという議論の方向に行きました。

それからもう一つは、2ページの真ん中ですね。文書規程第7条の往復文書の中に、願、協議及び建議があり、要望も含んでいると書いてありますね。これについて司会をしていましたので、これは普通の要望とかじゃなくて、事業の事前協議書ですよ、業者が出した。それは入るのかということをして司会をしながら言ったんですけど、例によって、委員長はそういうことは言わなくていいと。そんなことは問題じゃないということで、それも議論できませんでした。進みませんでした。松野議員が疑問に思われたようなことは、この委員会の中で私も思ったのでよくわかるんですけど、疑問に。議論はそこから入って行けませんでした。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 事前協議書の内容等については別として、そういった市民からいろんな提案とか提言とか請願とか、いろいろあるでしょう。そういったときには、しっかりと行政は受け付けて、そしてそれをもって庁内で担当のところでしっかりと議論していただいて、その結果をフィードバックしてほしいと、こういう意味ですわね。請願者の意味は。これが先ほど言われた、いろいろ条例とか文書規程の中にありますよと。ですから、これは不採択ですよと言われておるんやね。それが網羅されておるから不採択だということですね。それはどこに書いてあるかと僕は言っておるんですよ。要は、職員は提言とか要望を受けたときには、誠実に受けとめるとともに、適正に対応し、公正な職務の遂行に当たらなければならないと言っておるんですよ。そういったことが全部書いてありますか、網羅してありますか。そして、フィードバックしますよと書いてありますか。それはどこにあるんですか、条例、あるいは規則の中に。だから、ないからこの請願を出したということですよ。そして、条例をつくってほしいと言っておるんです。そういった内容は話し合われたのか。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 くまがいさちこ君。

○総務委員長（くまがいさちこ君） お答えします。

要望、提言、今回は事前協議書ですが、こういうことについて庁舎内で議論し、フィードバックすべきだ、してほしいということですね。これは一応説明はありました。例えば文書規程の3条の中にあるんですよ。文書による事務処理の原則。事務の処理は文書によって行うことを原則とする。文書によって行うと書いてありますね。

2. 文書は常に丁寧に取り扱うとともに正確に処理しなければならない。
3. 文書は即日処理を原則として、迅速に取り扱わなければならない。

4. 文書は、常に平易かつ明確に表現するように努めなければならない。

特に、1. 文書によって行うことを原則とすると書いてあるんですけど、説明するときにごういう話し合いが行われたかを。記録が不十分ではないかという議論になって、きちんと記録をとって説明しなさいと、文書によって行いなさいと、結果も文書に残しなさいと、それを意見としてつけるということになりました。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今の説明ですと、要は記録を残しなさいよと。これが今までどこにも条例とか、そこにはなかったということで、今回不採択して、これの記録を残されるよう意見を付するというふうになったわけでしょうかね。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 くまがいさちこ君。

○総務委員長（くまがいさちこ君） ですから、さっき読んだ瑞穂市文書規程には、文書による事務処理の原則、処理は、処理の仕方、経過、経緯は文書を残しなさいというのがあるんです、ルールには。でも、それが委員会の中で十分ではないんじゃないかと。だから、返された人も何で返すのということとは不確かになりますよね。ですから、この瑞穂市文書規程、文書による事務処理の原則、事務の処理は文書によって行うことを原則とすると。話し合いの中で、処理の経緯が文書に残されていないように皆さん感じられて、しっかり残しなさいと、これを意見としてつけることになったと、さっきの説明と一緒にですが、もう一度答弁させていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 文書を残すということは文書規程に書いてあるというんやね。でしたら、委員会の意見の中で一番下に書いてあるんですね。ただ、執行機関に対して、提言、要望に関する処理経過等の記録を残されるよう意見を付すと。これは必要ないじゃないですか、違いますか。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 くまがいさちこ君。

○総務委員長（くまがいさちこ君） ですから、2つの条例と1つの規程ですね。規則ですね。この中にこういうふうにあるんです。文書で残さなければいけないと。でもそれが出した人は文書でもらえなくて、受け取れませんみたいな、そういうのはやっぱりまずいと。ここにはあるんですけどね、文書規程には。条例ではないですね、これは。だから、ちゃんと記録を残しなさいという意見を全員一致でつけることに賛成されて、つけたんです。ルールの中には記載はあるんです。いいですかね。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 請願者の意に反して不採択になったということは、非常に残念ではあります。私、一紹介議員としてこの請願書を出したわけですがけれども、今の国の政治と同じように、私一人の力では何ともなりません。国は一強政治をやっていますね。そういう関係で、これがもし、ほかの方が出していれば採択されるんじゃないかというふうに考えざるを得ないというふうに思います。非常に残念でなりません。以上で終わります。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

この請願に対する委員長の報告は、お手元に配付のとおり、意見をつけて不採択です。したがって、まずこの請願に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

瑞穂市職員の公正な職務の遂行の確保に関する請願について、賛成意見を言います。

これはある事例が発端で、こういったことを請願者が私のほうへ紹介議員として紹介してきました。やはり物事にはルールというのが大事ではないでしょうか。特に行政というのは、市民から非常に日ごろから注目をされる場所ですね。我々議員も同じようですけれども、やはり市民の声を吸い上げる形、これが非常に大事ではないかというふうに思います。地方自治にとって、福祉というのは非常に大事ですね。

今回の不採択についての話ですけれども、先ほど言いましたように、私の一人の力では本当に申しわけなかったなというふうに思うわけですが、やはりいいことについては、皆さんと一緒に賛同してほしいなというふうに考えるところでございます。今後の市民の幸せのために、こういった市民から出てくる要望、あるいは請願、例えば意見書もそうでしょうね。議員から出している。そういったものについては、やはりよく判断をしていただけてやっていただきたいというふうに思います。

したがって、この請願については私は賛成の意見として意見を述べました。

○議長（藤橋礼治君） 次に、この請願に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決します。この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第2号瑞穂市職員の公正な職務の執行の確保に関する請願についてを採択することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席ください。

起立少数です。したがって、請願第2号瑞穂市職員の公正な職務の執行の確保に関する請願については、不採択とすることに決定をしました。

それでは、議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。3時45分から再開をいたします。

休憩 午後3時31分

再開 午後3時46分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第35 議案第35号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第35、議案第35号人権擁護委員の候補者の推薦について（その2）を議題といたします。

これについて、提案理由の説明を求めます。

市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） それでは、追加提案について御説明申し上げます。

議案第35号人権擁護委員の候補者の推薦について（その2）であります。

人権擁護委員 井深吉男氏の任期が平成30年6月30日をもって満了となることから、新たに水野良彦氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、提出議案につきましては概要を御説明させていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げ、私の提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りをいたします。議案第35号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありますか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより議案第35号人権擁護委員の候補者の推薦について（その2）の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決いたします。

人権擁護委員の候補者に水野良彦君を適任とする意見の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第35号は適任とすることとに決定をしました。

日程第36 発委第3号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第36、発委第3号瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 若園五朗君。

○議会運営委員長（若園五朗君） 議席番号15番 若園五朗。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例について提案説明を行います。

地方自治法第109条第6項及び瑞穂市議会会議規則第13条第2項の規定により、議会運営委員会よりお願いする議案は1件であります。

これよりその提案理由を御説明させていただきます。

発委第3号瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらにつきましては、瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例（平成29年瑞穂市条例第14号）の公布に伴い、文教厚生委員会所管の「福祉部」が「健康福祉部」となる名称変更が平成30年4月1日より施行されることから、今回の改正を行うものであります。

以上、提出議案につきまして御説明をさせていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願い申し上げます。

議会運営委員会を代表しての提案説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発委第3号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発委第3号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発委第3号を採決します。

発委第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

日程第37 発議第1号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第37、発議第1号所有者不明の土地利用を求める意見書を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

10番 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 議席番号10番 若井千尋です。

ただいま藤橋議長より発言のお許しをいただきましたので、若園五朗議員、清水治議員の御賛同を賜り、所有者不明の土地利用を求める意見書を提出させていただきます。

なお、趣旨説明は朗読をもってかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。

所有者不明の土地利用を求める意見書。

平成28年度の地籍調査において不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合は、約20%に上ることが明らかにされた。また、国土計画協会・所有者不明土地問題研究会は、

2040年にはほぼ北海道の面積に相当する（約720万ヘクタール）所有者不明土地が発生すると予想している。

現行の対応策には、土地収用法における不明裁決制度の対応があり、所有者の氏名・住所を調べてもわからなければ調査内容を記載した書類を添付するだけで収用裁決を申請できるのだが、探索など手続に多大な時間と労力が必要となっている。

また、民法上の不在者財産管理制度もあるが、地方自治体がどのような場合に申し立てができるかが不明確な上、不在者1人につき管理人1人を選任するため、不在者が多数に上ると手続に多大な時間と労力がかかる。

所有者不明土地の利用に明示的な反対者がいないにもかかわらず、利用するために多大な時間とコストを要している現状に対し、所有者の探索の円滑化と所有者不明土地の利用促進を図るための制度を構築すべきである。

1. 所有者不明土地の発生を予防する仕組みを整備すること。
2. 土地所有権の放棄の可否や土地の管理責任のあり方等、土地所有のあり方の見直しを行うこと。
3. 合理的な探索の範囲や有益な所有者情報へのアクセスなど、所有者の探索の合理化を図ること。
4. 所有者不明土地の収用手続の合理化や円滑化を図ること。
5. 収用の対象とならない所有者不明土地の公共的事業の利用を促進すること。

なお、提出先は、内閣総理大臣、国土交通大臣、法務大臣、農林水産大臣、総務大臣です。

以上、地方自治法第99条の規定、瑞穂市議会会議規則第13条第1項の規定によって提出をさせていただきます。

以上、御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第1号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

1つだけお尋ねをしたいというふうに思います。

意見書の項目の3番目でありますけど、合理的な探索の範囲や有益な所有者情報へのアクセスなど所有者の探索の合理化を図るといふふうにかかれておりますけれども、現在この探索の範囲や所有者情報へのアクセスなど、現状がどのようになっておいて、これをどのように合理化するのかということをもう少し具体的に御説明をいただきたいなというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 議席番号10番 若井でございます。

ただいま小川議員の質問にお答えをしたいと思います。

記の3の御質問をいただきましたが、これは条文の、現在、不在者1人につき管理人1人を選出するため、不在者が多数に上ると手続に多大な時間と労力がかかるというふうに説明をさせていただきましたが、要は、こういったことに関して有益な所有者への情報アクセスをしっかりとスムーズにいくように改善をしていただきたいという、これは法律をどうこうということではなくて、今、各省庁に対して、そういった仕組みづくりをしていただきたいということが主な趣旨になっていくというふうに思っておりますので、御理解をいただければというふうに思います。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

発議第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第38 発議第2号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第38、発議第2号洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

15番 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 議席番号15番 若園五朗です。

ただいま藤橋議長より発言の許可をいただきましたので、洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書。

発議者、若園五朗、賛成者、清水治議員、同じく若井千尋議員、2名の御賛同を得まして、洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書を提出いたします。

なお、趣旨説明は朗読をもってかえさせていただきます。

一昨年8月の北海道・東北豪雨や、昨年7月の九州北部豪雨など、近年、地方における中小河川の被害として、土砂の流入による河床上昇や流木等による橋梁での河道埋塞が発生しており、まさしく河床が上がっていることが洪水発生の一つの原因となっている。

しかし、これまでの都道府県及び市町村が管理する河川の流量確保のための河道掘削については、維持補修の範囲として、おのおの単費予算で行われており、遅々として進んでいないのが実情であった。

そのような中、国土交通省は、今回、中小河川の豪雨対策を強化するため、全国の中小河川の緊急点検の結果を踏まえた「中小河川緊急治水対策プロジェクト」を取りまとめ、中小河川の河道掘削についても再度の氾濫防止対策の一つとして緊急対策プロジェクトに盛り込んだ。

しかし、この緊急治水対策プロジェクトは、おおむね3カ年の時限的措置であり、河道掘削の対策箇所についても「重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴がある区間」と限られている。

よって政府においては、今回の緊急治水対策プロジェクトが、中小河川を管理する地方自治体にとって真に活用しやすい施策となるよう、下記の事項について取り組むことを強く求める。

1. 河道掘削を含む「中小河川緊急治水対策プロジェクト」については、平成29年度補正予算で約1,300億円が盛り込まれているが、次年度以降についても、地方自治体の要望を踏まえ、十分な予算を確保すること。

2. 「中小河川緊急対策プロジェクト」では、河道掘削の対策箇所を「重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設の浸水被害が想定される区間」と限定しているが、今後は、中小河川を管理する地方自治体がより柔軟な対応ができるよう、対策箇所の拡大も含め検討すること。また、国直轄河川の河道掘削についても、周辺自治体の要望も踏まえ、必要な対策を行うこと。

3. 今回の「中小河川緊急対策プロジェクト」は、おおむね3カ年の時限的措置であるが、「防災・安全交付金」を活用した中小河川の河道掘削については、恒久的な制度となるよう検

討すること。

なお、提出先は、内閣総理大臣 安倍晋三殿、国土交通大臣 石井啓一殿。

地方自治法第99条の規定に基づき、瑞穂市議会会議規則第13条第1項の規定により提出いたします。

以上、御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第2号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 議席番号8番 森治久でございます。

発議者の若園五朗議員にお伺いをさせていただきたいと思いますが、こちらの1番、2番、3番とございます予算の確保を求める意見書でございますが、そのうち3点ほどちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

まず1点、平成29年度の補正予算で約1,300億円が盛り込まれたということでございますが、これはいつの補正予算で盛り込まれたものかということと、今年度の補正予算でありましたが、岐阜県内において該当した事業の有無ですね。該当した事業があるのかないのか、お伺いをしたいと思います。

また2点目には、こちらの2番目に書いてあります重要水防区間のうち、近年洪水によりということで、近年とはどのぐらいの時期をあらわしておられるのか、まずそのことを発議者である若園議員がわかるのであればお教えいただきたいと思います。

また3点目に、重要水防区間は、当然県管理の河川においては県が定めているものであると思いますが、2点目にもございます、近年洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設の浸水被害が想定される区間ということが限定されているということでございますが、重要水防区間は瑞穂市内において幾つもの河川で、犀川、五六川、糸貫川において水防区間が定められておりますが、これが近年の洪水により被災した等々の、そこに当てはまる箇所が今現在瑞穂市に該当する箇所はあるのか、また区間はあるのかをお尋ねさせていただきます。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） ただいま質疑がありました8番 森議員の質疑について答弁させていただきます。

意見書の1番の平成29年度補正予算で約1,300億円とございますけれども、平成29年12月議会の国の補正予算であります。

具体的に、先ほどございました2番の河道掘削の対策箇所、あるいは重要水防区間のうち、近年洪水により被災した履歴、あるいは再度氾濫による多数の家屋や重要な施設の浸水被害を想定する区間でございますけれども、今回の中小河川の緊急点検を踏まえて、中小河川の緊急治水対策プロジェクトの対策の中には、ここに書いてございます3つありまして、1つは、土石・流木等対策でございますけれども、全国には500河川がありまして、その中の700溪流があります。そして、再度の氾濫防止対策、要望書の再度の氾濫、多数の家屋等でございますけれども、これについては再度の氾濫防水対策については、全国で400河川あります。その延長は300キロ、そして中小河川の緊急点検の対策箇所としては、土石流の対策、あるいは再度氾濫の防止の対策、もう一つは、洪水時の観測水位の監視をできるようなカメラをつける箇所が全国で5,000の川がございまして、国土交通省では、つけなあかん箇所は5,800カ所があります。

そうした中で、今回の平成29年度から32年度、この4年間についての国の予算は全部で要求しておるのが3,700億円あると。今回そういうことで、29年度、30年度、31年度、32年度予算をつけてくれということの意見書であります。

県の中小河川の箇所について、どこがあるかについては、県の管轄でございますので、瑞穂市においても1級河川の18本、あるいはそれに伴う県の管理する河川、あるいは中小河川があると思いますが、今、具体的に瑞穂市においても、この間の台風21号による10月23日の犀川等の溢水等のことを含めまして、当初御説明申し上げました河道の河床が上がっているのも、それを下げるといふ対策も、市長ほか県会議員等に動いていただいて、緊急に予算をつけるように話が進んでいるかと私は思っております。

具体的に今どこが箇所かと言われると、この間起きたような箇所について、しっかりしゅんせつする、あるいは現況の河道計画の中で流木対策をする、あるいはこの間は被害は出ていないんですけれども、水域をつけるについては、市長のほうから対応されているというふうに私は思っております。

以上で、質疑に対しての答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） ただいま発議者、若園議員から御答弁をいただいたわけでございますが、私は、岐阜県が一つの自治体として国に中小河川緊急治水対策プロジェクト、これはメニュー

でございますので、当然要件が合わなければこの1,300億というお金を活用させていただくことはできないということの中で、岐阜県の大きな範囲ではなく、まず瑞穂市のということで1級河川18本あるということでございますが、瑞穂市の1級河川の中で、それにどれに該当するかということではございますが、近年というメニューの中で条件が入っておりますので、この近年が、確かに昭和51年9月12日の豪雨災害においては大きな被害もありましたので、それを含めて該当するのか、それとも近年というのが10年、15年というスパンであれば、これは今から41年前のことでございますので、該当しないというようなことでお伺いをしたかったわけでございます。

また、それが重要水防区間ということでございますので、これは今現在、県においても重要水防区間が定められております。その中で、なおかつ近年でという文言もありますので、それも含めて柔軟な対応により対策箇所が拡大を含め検討をすることということで要望がありますので、それについては私も大賛成でございます。ただ、どの程度、瑞穂市内の1級河川が該当するのかということをお伺いしたかったわけでございますので、わかれば御答弁をいただきたいと思いますが、わからなければ結構でございます。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） ただいま8番 森治久議員より質疑がありました件でございますけれども、この意見書の中の、近年洪水による箇所、瑞穂市であれば、質問者からありましたように、昭和51年の9・12災害があったということで、お互いに確認しているところでございますけれども、具体的に重点箇所がどこであるかについては、手持ち資料を持っていませんので、執行部のほうへ確認しながら、今意見書を出すんですけれども、どこが今どういう状態なのかを含めて、しっかり執行部に調査させていただきまして、関係資料を手元のほうに渡しますので、よろしくお願ひします。

以上で終わります。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

発議第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願ひます。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第39 議員派遣について

○議長（藤橋礼治君） 日程第39、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、議員派遣についてを会議規則第169条の規定により提出しております。内容については3件ございます。

議会事務局長より説明をさせます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長にかわりまして、3件説明します。

まず1件目は、平成30年4月19日に、東海市議会議長会主催の定期総会及び情報交換会が静岡県静岡市のホテルセンチュリー静岡で開催されるため、議長に同行して出席する副議長を派遣するものです。

2件目は、平成30年5月23日に、中濃十市議会議長会主催の議長会議及び情報交換会が山県市にて開催されるため、議長に同行して出席する副議長を派遣するものです。

3件目は、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研究所で開催される市町村議会議員研修会です。研修所で受講決定された人数により議員を派遣するもので、社会保障制度や財務、予算、防災、議会改革などについて理解を深めていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） この件につきましては、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定をいたしました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任いたします。

閉会の宣告

○議長（藤橋礼治君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成30年第1回瑞穂市議会定例会を閉会いたします。大変長い時間、御苦労さまでございました。

閉会 午後4時23分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年3月20日

瑞穂市議会 議長 藤橋 礼治

議員 若井 千尋

議員 清水 治